

第七十一回国会 衆議院 逓信委員会 議 録 第十号

昭和四十八年四月五日(木曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 久保田円次君

理事

金子 岩三君

理事

古川 喜一君

理事

亀岡 高夫君

渡海元三郎君

村橋 渡君

村上 勇君

久保 等君

森井 忠良君

小沢 貞孝君

理事 梶山 静六君

理事 羽田 孜君

理事 土橋 一吉君

志賀 節君

中村 寅太郎君

長谷川四郎君

金丸 徳重君

島本 虎三君

田中 昭一君

出席政府委員

郵政大臣 久野 忠治君

郵政大臣官房長 廣瀬 弘君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 館野 繁君

郵政省貯金局長 石井多加三君

郵政省簡易保険 局長 野田誠二郎君

建設省道路局長 菊池 三男君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 岡島 和男君

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 北原 安定君

日本電信電話公 社総務理事 遠藤 正介君

日本電信電話公 社営業局長 玉野 義雄君

日本電信電話公 社業務管理局長 小畑 新造君

日本電信電話公 社計画局長 清水 通隆君

日本電信電話公 社建設局長 中久保卓治君
日本電信電話公 社経理局長 好本 巧君
逓信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動

四月五日

辞任

米田 東吾君

同日

辞任

島本 虎三君

補欠選任

島本 虎三君

補欠選任

米田 東吾君

本日の会議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣 提出第三三三号)

逓信行政に関する件

○久保田委員長 これより会議を開きます。
逓信行政に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。森井忠良君。

○森井委員 さつそくであります。三十一日に
日銀から発表されました公定歩合の引き上げに
関連をいたしまして、おそらく郵政省とされまし
ても郵便貯金の金利等の引き上げをなさるのでは
ないか、こういうふうな私どもも想像いたしまし
て、また同時に新聞でもそのように報道されてい
るわけでありまして。

まず最初にお伺いしたいのは、公定歩合の
引き上げ、まあ高度な経済政策と申しますか通貨
政策と申しますか、そういうものでありますけれ
ども、引き上げについて政府とそれから日銀と協
議を重ねた結果というふうにあるわけでありま

が、一体郵政省はこの公定歩合の引き上げの問題
についてはどの程度関与しておられるのか、まず
その辺からお伺いをしたいと思います。

○石井政府委員 お答えいたします。

公定歩合の切り上げが四月二日から実施された
わけでありまして、この点につきましては大蔵省
と日銀のほうで相談してやられることございま
して、この引き上げにつきましては直接郵政省と
しては何かタッチしていないというのを申し上げ
ておきたいと思っております。

○森井委員 新聞の報道によりますと、政府、日
銀の間では昨年六月の第六次公定歩合引き下げに
伴う預貯金金利引き下げ以前の状態に戻す合意が
できている、貯金金利についてはそういうふうな
報道してあるわけでありまして、さうしますと、こ
れは予測記事でありまして、いまのところ、いま
の御答弁によりますと公定歩合の引き上げについ
ては郵政省は直接関与していない、こういうふう
に理解してよろしうございますか。

○石井政府委員 公定歩合の引き上げにつきま
しては、先ほど申し上げましたとおりでございま
す。なお、これに関連いたしまして、預金金利の
引き上げがいろいろ話題になっておるわけござい
まして、この点につきましては非公式に大蔵当
局とわれわれとの間に接触が持たれておりますけ
れども、正式の場といたしましては、この決定に
あたりまして、郵便貯金の利子の決定は郵政大臣
がきめることとなりますけれども、その前に郵政
審議会に諮問をいたしまして、その答申を得てこ
れを行なう。政令で定めるわけでございますが、
その政令を定めるにあたって郵政審議会に諮問し
て答申を得なければならぬということになって
おるわけでございます。したがって、現在ま

だその諮問をいたしておりますんで、実は本日午
後三時に郵政審議会が開かれました、そこで諮問
することになっておりますので、現在のところ

何も決定いたしておりませんし、新聞等でいろ
いろ書いております記事は、先ほどおっしゃいま
したとおり予測記事でございます。

○森井委員 こだわるわけではありませんけれ
ども、具体的にいまの御答弁で、いずれにしても公
定歩合の引き上げに伴いまして、郵便貯金の利子
を引き上げることについて郵政省としても
お考えのようでありまして、その点については
確認をした上でお伺いをするわけでありまして、
現実にはすでにこまかく、たとえば要求払いの普
通預金等についてはこれは〇・二四％、あるい
は一年半ないし二年以上のものについては〇・
五％、こういうふうな具体的に新聞はこまかく報
道しているわけでありまして、郵便貯金以外の都銀
その他が扱っているわけでありまして、予測記事と
言われましても、私はやはりいまの日本のマスコミ
の状態から見れば、あなたが言われるように全く
予測で書くというよりは私ははきんじやない
かと思っております。いま申し上げました〇・二
四％、〇・二五％あるいは〇・五〇％というよう
に具体的に、しかも預金の項目に従って報道され
ているわけでありまして、それが全く郵政省に
関係のないことだと言ひ切れますか。

○石井政府委員 銀行方面の金利の改定問題も現
在いろいろ話題になっておるわけでございますけ
れども、これも本日午後二時金利調整審議会が開
かれるわけございまして、そこできまりまして
から正式に預金金利の改定問題が、銀行預金につ
いても発動されるわけございまして、現在ま
で、ただいまの時点ではまだ何も決定して
いないということをお申し上げておきたいと思
います。

○森井委員 おかしいですね。そうすると、さら
にこれも新聞記事を基礎に言うので非常に私とし
てもやりにくいわけでありまして、具体的に大蔵

省としては三月の二日から郵政省と協議をするという報道までなされておるわけですね。どの新聞を見てもそのように書いてございます。そうすると、いままで大蔵省と郵政省との間でこの問題について協議もしておられませんか。あるいはさらに郵政省としていまおっしゃったように郵政審議会にかけるということでありまして、すでに郵政省としての原案をお持ちのはずだと思ふわけでありまして。ほんとうに白紙の状態では郵政審議会にかけるということはありませんので、その辺も含めて御答弁願いたい。

○石井政府委員 先ほども触れましたように、公定歩合の引き上げが行なわれて以来、この預金金利の改定も必至であるということで、事務的には、非公式には、お互いの間の改定の時期の一致あるいは改定の幅の問題等につきまして事前に意見調整をする必要がございますので、非公式には接触をいたしておりますし、ある程度もうその案も固まっておりますし、本日の郵政審議会にも私たちのほうでかける案はあるわけでございますけれども、白紙諮問ということではございませんけれども、いずれにいたしましても審議会に諮問いたしまして、その答申を得た上でないかと政府の案は固められないわけでございますというところを申し上げておきたいと思ひます。それから大蔵省のほうも、先ほど申し上げましたように、同様本日の金利調整審議会での問題が正式の議論になるわけでございます。いままでのところは何も決定を見ていないということでございます。

○森井委員 事は零細な大衆の貯金の利子に関するところなので、私こういうようにしつこく聞いておるわけですね。先ほど明らかにしたところによりますと、いわゆる公定歩合の引き上げそのものについては、高度の金融政策でありますから郵政省として関与してない、こういうふうにあなたはおっしゃいました。これをずっと推測をしてみますと、なるほど郵政省は郵便貯金を預かるわけでございますが、金利政策そのものについてはタッチをしていらっしやらない、こういうふうに一応

の理解を私としてするわけですね。しかも大蔵省は、もつとはっきり申し上げますと一般の銀行も預金の利子の引き上げについては今月の二十三日から、郵便貯金については五月の一日から、こまで発表されておるわけなんですね。しかも、これは大蔵省から取材をしたおそろく予測記事じゃないと思ふのです。先ほど申し上げましたように、あなた方はほんとうに零細な大衆の預金を吸収されるわけでありまして、私はもつと積極的にかういった一連の動きについては郵政省としても発言をされるべきだと思ひ、郵政省の考え方も明確に出されるべきだと思ひ、あたかも政府がやっておられます公定歩合の引き上げというのは、御承知のとおり通貨危機等に伴うあるいはいまの景気の過熱等を冷やす作用をするために、言わねば預金者の利益とは関係なしに大蔵省、日銀としては政策を打ち立ててきておられるわけですね。しかし、いま申し上げましたように、貯金を預かるほうの郵政省としてはそれは責任が済まないと思ひます。ですからやはりいま申し上げましたように、すでに利子の引き上げの時期まで明確にして大蔵省が発表しておられるとすれば、私は郵政省はそれでは済まないというふうに思ふのです。郵政大臣にお伺いしたいと思ふのであります。非常に政治的な問題もありますので、一体こ

ういった事実についてどのようにお考えですか。○久野國務大臣 御指摘の点につきましてはよく理解できるところでございます。しかし、ただいま事務局より御説明申し上げましたように、本日午後三時郵政審議会が開かれました、そこへ諮問し、答申を得た上で決定するという法制上の制度になっておるわけでございますから、今日ただいまの段階においては、いろいろ協議されました内容等について申し上げることは適切ではない、かように考える次第でございます。

○森井委員 大臣から答弁をいただいたわけでありまして、郵政審議会、これは法制上としてもそうしなければならぬということについても私は理解をしております。ただ、いまここは国会で

しょう。しかも、たまたま期せずして郵政審議会の日とそれから通信委員会の日とが合ったわけでありまして、郵政省の原案についてはぜひこの場で出していただきたい、こういうふうに思ひます。

○久野國務大臣 先ほど申し上げましたような法令上のためえからいまして、本日ここで郵政省の省内で協議をいたしましたその内容について申し上げることは適切ではない、かように存じますが、いましばらくの時間をおかしをいただきたい、かように存ずる次第でございます。

○森井委員 どうも理解ができかねるわけでありまして、最終の決定の権限については、法制上の問題から郵政審議会等についてお聞きになることは理解をいたします。ただ、基本的なこの貯金の利子の引き上げについては、郵政省としてはこう思うというふうなことにしては、やはり国民の代表者でありますこの国会の場で、しかも所管の通信委員会で郵政省の考え方が出せないということとは私はないと思ふのです。しかも、先ほど申し上げましたとおり、すでにあなたの言う予測記事があれこれ飛んでおるわけでありまして、国民の重大な関心のこともありますので、やはり私は、この通信委員会で、郵政審議会との関係はあつても、もちろん決定をするというわけではないわけでありまして、郵政省としては、大衆の預金者の利子をこのように守るという立場からの政策はやはりお出しになつてしかるべきだと思ふわけでございます。

ては後ほど官房長から答弁いたしますが、私たちの郵便貯金に関して申し上げますと、郵便貯金の利率は、預金利率、貸し付け利率とも郵政審議会に付議することになっておるわけでございます。そして、郵政審議会に諮問いたしまして、その答申を得て郵政大臣が政令案をつくる、それを次官會議、閣議にかけて決定する、そういうたてまえになつておるわけでございます。

○廣瀬政府委員 郵政審議会は郵政審議会令で定めておりまして、郵政大臣の諮問に應じまして重要な事項に關しまして答申をするということになつております。あるいは、調査、審議し、必要と認める事項を關係大臣に建議するというようなことになつておるわけでありまして、その内容は、郵便事業、郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替事業、簡易生命保険事業及び郵便年金事業、電波及び放送の規律に關する事務以外の電気通信に關する事務、あるいは、いま申しました郵便あるいは貯金、保険、こういった事業に付帯する業務というふうな事務柄につきまして全般的に審議することになつております。メンバーは四十五人以内ということになつております。そしてこの委員あるいはそのほかに専門委員というのがありますが、郵政大臣が任命するということで、構成メンバーは、關係行政機關の職員、それから学識経験のある者、あるいは郵便貯金の預金者の利益を代表する者、あるいは郵便貯金の預金者の利益を代表する者、認められる者、それから簡易生命保険または郵便年金の契約者の利益を代表する者、認められる者、こういった方々によつて構成されておるわけでございます。

○森井委員 郵政審議会は、一口で申し上げますと郵政大臣の諮問機關なんです。大臣、もつとはっきり申し上げますと、大臣の意見と審議会の意見は食い違つても法制上全く問題はないわけでありまして、決定権はあなたにある、そういうふうには私は理解をするわけでありまして、いまお聞きのように、これは金利だけではなく、言うなれば郵政業務全般について建議をするというたてまえになつておるわけでありまして、したがって、私

はこは国会だと申し上げておるわけです。少なくとも、国民を代表する国会の場で、いま官房長が読み上げた郵政審議会の性格とこの場とは私は違ふと思う。しかもいまここで決定をしなさいということではなくて、郵政省の原案はあるのかと言ったら、あると先ほど答弁があったわけですから、その原案を出さない。つまりこれは通信委員会の審議を進める上に郵政省の考え方を聴取するのは非常に大事だ。しかも大臣の所管事項の説明資料の中に、やはり郵便貯金について触れておられるわけですね。四十七年度は一兆七千億円の目標に対して、実際には二兆五千三百二十四億、これだけの実績でありました。しかも今度は四十八年度においても、経済情勢、事業経営上の必要性等を勘案して、二兆三千億円と策定をいたしました、ここまで書いてあるのでしょうか。それについて、いま一般質問の場で、これからの預金金利がどうなるのかということについて、利子はどうなるのかということについて聞くことは、私は必要なことだし、言うなれば国民の利益を守ることだと思ふのです。再度私は申し上げたいと思ふのでありますけれども、原案を出しなさい。

○石井政府委員 この件につきましては、先ほど来答弁申し上げたとおりでございますけれども、先ほどのお話の中で、この問題について郵政省としても前向きに考えるべきではないかということにつきましては、私たちも当然そのように考えておりまして、今度の利率の改定、今度はもちろん引き上げでございますけれども、この引き上げにつきましては、われわれとしては預金者の利益を、特に郵便貯金の場合零細な貯金者でございますので、その利益を保護するように十分引き上げることを中心としておるわけでございまして、大体そういう線で非公式に大蔵省方面とも話し合いがまとまっております状況でございます。

考え方としてどうかということでございますので申し上げますと、御存じのように、昨年の八月一日に現在の利率に改定いたしましたわけでございまして、長期のものにつきましては〇・五%、短期のものにつきましては〇・二五%の引き下げをしたものでございまして、大体これをもとに戻すということが今度の考え方の基本になっているわけでありまして、

○森井委員 郵政審議会にかけるといつてなかなか原案を出さないのに、いま原案の一部らしいものが出てきたじゃないですか。なぜ言えないのですか。いま問題になっておりますのは、たとえば貯金の利子の引き上げの時期についても、銀行と郵便貯金とで時期のズレがある。それから利子の引き上げ幅についても、新聞の報道でありますからあなたの方予測記事かもしれないけれども、かなり大衆に不利があるかと私は見えておるわけでありまして、あるのかないのか、そういったこともいまわからないわけでありまして、ともかくそういった非常に重要な中身をここへ盛っておるわけでございますから、私はぜひ、先ほど申し上げましたようにここで決定をするというのではなく、郵政省の基本的な考え方については、いまあなたが大衆の利益を守るという前向きな立場でとおっしゃいましたけれども、私は、お出しになつて一向に差しつかえないと思ふ。郵政審議会というものは、先ほど明らかになつたように確かに諮問しなければならぬことにはなつておるけれども、大臣の考え方と郵政審議会の考え方が違つた場合には、決定権は大臣にあるところまで言つておるわけです。国会の侮辱もはなはだしと思ふのです。私は、できることなら暫時休憩をさせていただいて、理事会でひとつ御相談をお願いいたします。

【発言する者あり】
○久保田委員長 静粛に願います。
○石井政府委員 お答え申し上げます。
今度の郵政審議会に本日付議します郵政省の原案と申しますのは、現在の預金利率、これは昨年の八月一日以降下げられたものでございますが、これをすべて八月一日以前の状態に戻す、七月三十一日まで適用しておりました利率に全部戻すというところに尽きるわけでございます。

○森井委員 それでは実施期日、先ほど申し上げましたとおり報道にありました——もうちょっと待つてください、時間の関係もあるので……。実施期日については先ほど私が言ったようなことになつておるのかどうかというところが一つ。それから二つ目は、個々の項目別の定期あるいは要求払いその他あるわけでありまして、これも報道のとおりなのかどうか、明らかにしてもらいたい。

○石井政府委員 実施の期日の問題につきましては、銀行のほうは四月二十三日ということになつておりますが、これは新聞報道等では五月一日、銀行のほうは四月二十三日ということになつておりますけれども、本日付議します諮問案の原案では、四月二十三日に郵便貯金も同時に改定するということになつておるわけでございます。それから内容につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の八月一日に、積み立て貯金は据え置きましてけれども、その他の貯金利率は全部引き下げたわけでございます。それを全部もとへ戻すという案でございます。したがって、個々の数字をちょっといま申し上げますけれども、これは新聞等で大体報道されておるとおりでございます。

○森井委員 予測記事ではなかったのですね。どこから出たのでしょうか、郵政省から出ないのです。それぞれ三月三十一日もしくは四月一日の新聞で、いまあなたがおっしゃつたことについて記事が出ております。予測記事じゃないとすれば、非常に偶然かもしれないが、よくまあ合致をしたものだと思ふのです。

そこで、原案が明らかになりましたので、二御質問したいと思ふわけですが、郵便貯金の性格からすれば、要求払いについては確かに利子は郵便貯金のほうが高い。ところが定期その他については今度の案についても非常に私は問題があると思ふわけです。たとえば、銀行のほうは一年定期以上は〇・五%、ところが郵便貯金のほうは一年半から二年未満、これくらいで〇・五%なんです。かなり不利が目立つわけです。これが一

つです。なぜ銀行と同じようにもとへ——もとへ戻すというわけじゃないのですけれども、この際少なくとも——大臣の御説明によると、二月十日現在では十二兆七百六十七億円という巨大な金額になつておるわけですね、貯金。なぜ銀行と差をつけなければならぬのか。しかも郵便貯金その他は、御案内のとおり資金運用部資金等を通じて大きな公共的な施策にも役立っており、貴重な中身でもありますし、しかも貯金者は零細な大衆でもあるというふうなことからするならば、私はやはり、冒頭申し上げましたように大衆の利益を守るためにすべて銀行並みにこの際引き上げるべきだ。昨年の八月以前に戻すという考え方については、私は非常に消極的なものを感じるわけでありまして、この点についてどうかということ、まずその辺をお伺いしておきたい。

○石井政府委員 お答えいたします。
ただいまお尋ねございました定期貯金の利率と銀行の定期預金の利率の比較の点でございますが、これは先生御案内かと思ひますけれども、定期貯金というものと民間の定期預金というものは預金の仕組みが非常に違つておるわけでございます、これを同じ一年なら一年同士で比較をするということになりますと、ただいま御指摘のとおり、郵便貯金がきつめて不利なようになっておりますけれども、考え方の基本に郵便貯金は半年復利で、たとえば一年ということになりますと、最初にさかのぼりまして一年の利率が適用される、半年ごとにその利率は上がつていくということでございます。最高二年六か月以上になりますと、現行でいいますと五・五〇ということになつております。このような仕組みで、つまり短い期間の定期貯金は銀行の定期預金に比べますと不利でございますけれども、これを長く置いておいていただければ次第に有利になつてくる。そのことともう一つ、郵便貯金の定期貯金の場合は半年復利という方式をとっております。したがって、たとえば一年六か月以上で申しますと現在五・〇〇の郵便貯金の利率に對しまして、銀行の

利率は一年六カ月ものでいいますと五・五〇でございます。〇・五〇の差がございますけれども、この一年六カ月を過ぎまして二年になりますと、現在定額貯金の方は五・二五、銀行の方は二年という制度はございませんけれども、これをかりに延びて考えますと、大体一年九カ月程度たちますと両者の利率が一致することになっておるわけでありまして、したがって、一年九カ月くらいまでの期間の定額貯金は銀行預金よりささか不利になっておりますが、それ以上になりますと、われわれのほうの定額貯金は十年まで引き続いて預金できるわけでございます、したがって、十年までずっとわれわれのほうの定額貯金を続けておられた場合、それから民間の定期預金を、一年六カ月が最高でございますので、それを一年半を六回繰り返しますと九年になります、その上になお一年定期預金をやるという考え方に立ちますと、その計算を総合いたしますと、郵便貯金のほうがやや有利ということになります。したがって、この両者の利率の比較は、個々の年をとって比較しますと一長一短でございます。全体としては大体バランスがとれておるといふのが、前回の預金金利改定の際にいろいろ議論がございましたが、大蔵省方面とわれわれのほうの意見の一致したところでございます。したがって、今度もこの体制はくずさないということで改定を考えておるわけでございます。

○森井委員 この問題であまり時間を食ってもあれですが、いずれにいたしましても実施時期については銀行と合わすという明確な御答弁をいただいたので、それを確認しておきたいと思っております。

そこで最後に率直な、素朴な預金者の立場から、一つだけ要望と意見を申し上げておくわけですが、問題は去年の八月一日に利率を引き下げたばかりなんです。指折り数えてみますと、この間の落ち込みというのは八カ月なんです。そしてまたもとへ返す。この間の預金者を何らかの形で救済してやりたいというような気持ちで私はするわけです。この間わずか八カ月です

よ。それ以前の預金者はそれでよろしい。それから四月二十三日以降の預金者もよろしい。しかもこの間、大臣の冒頭の説明がありましたように、預金は目標を非常に上回って、はるかに伸びておるわけですね。このところは、やはり先ほど申し上げました素朴な言い方でありまして、何らかの形で救済をしたいと思うわけでありまして、銀行にはできないが、政府が所管をしております。こういう貯金制度については、むしろ政府だから救済ができるのじゃないかというふうにすら考えるわけでありまして、文字どおり八カ月、しかも目標をはるかに上回る郵便貯金をかき集めておられる時期でありますから、郵政省としてこれは非常にむずかしい問題であらうかと思っております。も、何らかの措置をとられる用意があるかどうか。これはひとつ大臣から伺いをしたい。

○久野国務大臣 ただいま御指摘の点につきましてはよく理解できるところであります。しかしながら、現行の制度のもとにおきましては、これはなかなか困難なことである、かように存じます。

○森井委員 きわめて不満であります、持ち時間の関係もありますので、次に移らしていただきます。

次は電電公社にお伺いをしたいと思うわけですが、何といいたしてもことは第五次五年計画の初年度ということでありまして、五カ年計画の全般を通じて、かつまた昭和四十八年度の予算を通じていえますことは、電電公社の性格が明治以来電報と電話、国民の必要性から生まれた電電公社であるいはそれ以前の身分から見れば、かなり性格を変えたものになるような気がしてなりません。言うなれば情報通信公社とも申しませんが、国民が要求して——国民にはいろいろありますけれども、少なくとも勤労大衆が要求している電電公社のあり方からすれば、かなり性格の変わったものになる。たとえて申し上げますと、いま国民がほんとうに電電公社に要求しているのは、申し込んだらすぐつく電話がほしい。テレビ会議システムとかあるいはビジネス電話であるとか、あるいはせんだったの通信委員会でも明らかに

なりましたテレビ電話であるとか、あるいは大きくはデータ通信であるとか、そういったものを電電公社はこれから積極的にやりこなさるうとしておるわけでありまして、いま申し上げましたとおり、むしろ国民大衆は申し込んですぐつく電話、生活の必需品として早くつけてもらいたいというその国民の声、これはもう国会で何回も附帯決議等となってあらわれてきているわけでありまして、そういう意味からすれば、第五次五カ年計画というのはいさぎよく遺憾な面を含んでおる、私はこういうふうにお聞きしたいと思っております。

そこで伺いをしたいわけでありまして、いま申し上げました、申し込んだらすぐつくべきはずの電話がなかなかついていない。積滞もずいぶんあるかと思うのでありますが、現在時点、私どもの把握では二百萬個に余っておそらく二百十七萬個ぐらゐの積滞があるのじゃないかと思うわけですが、積滞の現状とその中身について、いわゆる事務用、営業用の積滞と、それから住宅用、一般用の電話の積滞の比率を明らかにしていただきたいと思っております。

○小畑説明員 お答え申し上げます。昭和四十七年末の推定でございますけれども、現在積滞数は約百九十七萬でございます。そのうち、事務用が三十七萬で約一九％、それから住宅用が百六十萬で八一％となっております。

○森井委員 私どもの把握と少し違うわけですが、もう年度末でありますから時期のズレもありまして、いずれにいたしましても二百萬近い積滞がある。その中で、実際には営業用はわずかに二〇％足らず、八割というものはいわゆる零細な庶民が、非常に困ってつけなければならぬ、ぜひほしいといっている人の中身なんです。私はぜひ再考をお願いしたいと思っております。

いまお聞きをいたしましたのは、営業用とそうでないものの比率であります、それでは地域別にはどのような状況ですか。SAから始まってC、Dまでであると思っておりますが、地域別に

大ざっぱな数字でいいですから、御発表願いたい。

○小畑説明員 現在の地域別の標準の架設期間がどういうふうになっているかということについて御説明いたしますけれども、御承知のように東京、大阪の中心地区では、お申し込みになりますと大体すぐつく。一週間とかいろいろ工事期間はございますけれども、大体即決というふうな形になっております。それから先ほどA地区とございましたけれども、東京、大阪等の周辺地区、それから名古屋とか県庁所在地等では、事務用で大体一カ月ないし四カ月ぐらゐ住宅用で三カ月ないし八カ月ぐらゐでついております。ただ地方のところで、これは未改式局等でございますけれども、これは現在事務用で二十カ月ぐらゐ、住宅用で三十カ月ぐらゐつかない状態になっておりますが、逐次これを改善していきたい、このように考えております。（いなかへ行けば三年つかない）と呼ぶ者あり）

○森井委員 いま陰で声があつたように、言うなれば、積滞の中身から見ても、一つは資本優先型だ。それからもう一つは、やはり大都市優先型になっておると思っております。いまいみじくも言われましたように、たとえばSAといわれる東京あたりと比べると、C地域はたいへんな差があるわけですね。いま声があつたように、実際には三年ぐらゐ待っているのは幾らでもある。私どもの選挙区でも、ざらです。しかもそれは非常に切実な要求が出ておるわけですね。

そこで、いままでとにかくこれはしかたがないのだというふうな形であつた方も強弁をしてきておられるわけですが、あらためて読み上げるまでもなく、公衆電気通信法の第一条に明確に書いてあるわけですね。電電公社は「迅速且つ確實な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、かつ公平に提供することを図る」、あまねく、かつ公平に提供することを図るという法律上の目的があるわけですね。一体テレビ会議システムというのは何ですか。だれがそういったことを早くやってくれと頼んだんですか。ほしいのはそ

うじやなくて、いま申し上げました公衆電気通信法でも明確なように、同じ日本国民でありながら片や三年も待たされる、片や申し込めばすぐというこの現実を目をおうて、なおかつ五次計画でさらにこの差をいびつなものでしていくという、ここに私は最大の問題があると思うのです。いまもって優先設置基準というのがありますね。一順位から六順位までと私も承っておりますけれども、これももう非常に古いものになっております。言うならば急行列車と鈍行のような違いでありまして、あとから申し込んで資本のほうが先へつく、こういうような形になっておるわけですね。優先設置基準、これはどうですか。言うならばもう神武天皇時代のようなこれは非常に古いものなんです、やはり申し込み順につけるといふような意味で、優先設置基準についてもお変えになる気持ちはありませんか。

○遠藤説明員 お答えをいたします。
いまの積滞問題、あるいはそれに関連をいたしまして新しいサービスの問題、また最後におっしゃいました優先設置基準の問題、いずれも関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

御案内のように、積滞の問題は電電公社始まって以来今日まで、私どもが一番問題に頭を悩ましてきた問題でございます。一番最高の時点では、御存じのように二百九十万までの積滞がありました。それがこの一、二年で毎年五十万ずつくらい積滞が解消されていくものがつきまして、私どもも今度の第五次五年計画の終末では、いわゆる多年理想にしております、申し込めばすぐつく電話ということが実現できる見通しが確実になってまいりましたのでございます。そこで、いまお話のございましたC地域というものの中には、これも先生御案内のように、ほとんどが特定局の磁石局でございます、これらにつきましては単に投資の問題とかあるいは設備の問題以外に、改式という問題にからみまして要員の問題がございまして、やはりそういう方々のことも考えながら

やっていかないといけないわけでございます、これはある意味では最後に残された私どもの一つの重大な問題になっております。

従来は、事務用、住宅用あるいは大都市、農村というものに確かに格差はございました。このままの形で五十二年の全国のいわゆる積滞解消に入るということとは、現在の公衆電気通信法第一条の精神からいってしましてもまことにおかしいので、私どもとしてはできるだけ下の地域、地域的に申しますとCはそういうことで改式の問題等がございましてからむずかしゅうございますが、その前のBの地域は住宅、事務ともほとんど繰り上げてござっております。その間、Aの地域あたりはもう俗に申します足踏みをさせまして、B地域のほうをどんどん繰り上げてまいりましたので、先ほど業務管理局長が御説明をいたしました標準架設期間をこの数年にわたってごらんをいただきますと、下のほうを非常に繰り上げて、また住宅用を非常に繰り上げてまいっております。そこで、現在全国に二百万ございます電話のうち、五十数%が現在の段階におきましてすでに住宅電話になったわけでございますが、この住宅電話のB地域と申しますのは、実は昔からの申し込みのほかに、新しく団地がございましてかそういう要素のものが非常に多いございまして、基礎設備その他が追いつかない、こういうこともございます。しかし、これを何とか繰り上げてやっていくということが私ども最後に残された、先生のおっしゃる趣旨から申しましても大事な問題だと思っております。

そこで、優先設置基準につきましては、これは前回も当委員会でお答えをしたように記憶いたしておりますが、これは極端に申しますと確かに神武天皇の時代のようなものでございます。事実上はこれは現在標準架設期間という形で地域的には解消されております。それで、たとえば未改式局が改式になりますと、一べんに一順位から六順位くらいまで——六順位ということとは未改式はほとんどございせんが、五順位くらいまで一べんに

大量開通するというようなこともやっておりますし、それからこれは基礎設備の関係もございすが、電話局ごとこの地域は何年ぐらいでつくというところで、いま先生のおっしゃいました、ほとんど申し込み順に近い形でやっております。しかし、何と申しましてもうこういう優先設置基準があること自体が問題だと思っております。これは全廃に至ります前に、これを一べん非常に簡素化したものにいたしました。これを郵政大臣の御認可を得たい、こう思っています事務的に検討いたして、近日中に郵政省に御相談にあがって御認可をいただきたいと思っております。

それから新サービスでございますが、これは私どももいたしまして、確かにおっしゃる点は十分配慮をいたしまして、なかなか点だと思っております。でございますが、何と申ししても、こうやって積滞の解消のめども立ちました現時点では、通信というのに対する需要、またその端末に対する多様化というふうなことにつきましては、外国の例を引くまでもなく、わが国におきましても非常に熾烈な要望というものが片方であるわけでございます。そこで、公平にあまねくという点を踏まえて、私どもとしては都会型あるいは農村型といたしたような形でこれからはサービスをしたいかなくちやいけないうじやないか。会議をやるためにわざわざ旅行をするというふうなことのないよう、あるいはこういう通信手段でもって会議ができればそれも一つの方法じやないか、あるいはテレビ電話というものの、あるいはそういう画像通信一般でございすけれども、単に顔を見て楽しむというじやなくて、いろいろな記録でございます。また商品とかいろいろものを電送することによりまして大衆の利便もはかる、そういう御要望もあるわけでございます。そういう形で、片方では積滞解消のめどもつきました時点におきまして、新しいサービスのについても、先ほど先生がお読みになりました公衆法一条の精神を十分頭に描きながらやっていきたい、こういうぐあいと思っております。

○森井委員 いま遠藤総務理事はC地域、委託局だとおっしゃいましたけれども、改式をしたところでも待っているのです。もし実情を御存じないのなら明確に申し上げておきたいと思いが、地名まであげるのを避けるために私の選挙区でもと申し上げたのですが、改式をした、なるほどそのときには委託局が扱ってございました電話はちゃんと自動化されておるわけですね。そこまではいいのでありますが、それから今度は全然手をつけない、すぐ積滞がたまる、今度は二年も三年も待つ、これが実情なのです。だからよく明確にしておいていただきたいのですが、先ほどの積滞の中で、それじや二年以上待っている電話というのは何個ぐらいあるのですか。大ざっぱな数字でいいですからざざりお答え願いたい。

○小畑説明員 長期の積滞といいますが、四十六年末の資料でございますけれども、自動局で約五千、それから手動局関係で三万九千でございます。○森井委員 それを救済しようとするのに幾らくらい金がかかるのですか。はじいておられますか。

○小畑説明員 はじいております。ちょっとお待ちください。
○清水説明員 ただいまの積滞数につきまして、その積滞になっておりますものをそのままつづけたとした場合に幾らかというところは、これは場所場所非常に計算がしにくうございますが、私どもそれらを全体として見ました場合には、一加入者当たり二十六万円の金が必要である、こういうふうに考えております。

○森井委員 総裁、第五次計画で建設予算は七兆円なんです。いま発表された要するに二年——二年というのは問題あります、ほんとうはもう少し早くとも一年以内にはつづけるべきだと思っております。先ほど私が申し上げました大都市中心型になっておる。地方へ行くほど電話がつかない。このこと自体も、私が先ほど申し上げました法の精神からすれば、きわめて問題があると思われけれども、いま私が質問したのは、二年という一つの

線を引いて質問をしたわけです。しかも七兆円の建設予算から見れば、やる気になったらすぐつくじやないですか。ことしも一兆数千億という建設予算が組んであるわけでありまして、片方において、たとえばブッシュホン四十五万、ビジネスホン四十三万、ホームテレホン十萬セット、これはあとでもいんですよ。たちまちいま営業活動に困るわけじゃない。ブッシュホンなんかつけると電電公社は増収になりますから、そういうようなことをおっしゃるのかもしれないけれども、私は問題があると思うのです。いま出された数字というものが必ずしもありませんか。やる気なら私はすぐできると思うのです。

特にわからなかったから聞いて明らかにしたわけでありまして、テレビ会議システムを計画しましたということになっております。時間がなくて私から御説明をするわけでありまして、要するに東京―大阪間で、一つの企業が出張を命じないで、先ほどいわれたような意味で、それぞれそこで図表を見ながら、黒板を使いながら遠隔地と会議ができるようにやろうというわけでありまして。私は過剰なサービスだと思ふのですよ、ここまでくると。もちろんデータ通信という大きな、これ自体も国民からいけば非常な問題があるものであります。これはまた別の機会にお聞きをするとしても、とりあえず、いま申し上げた少なくとも二年以上も待つようなものについてはこれをなくす。いまの説明によりまして、設備がないとかいろいろなことを言っておられますが、五次計画をやるくらいは気があるなら、その年にすぐ片づくわけでありまして。この点、總裁の明確な御答弁を願いたい。いまの積滞を解消するための努力、それが一つ。

それから時間がないのでついでに言いますと、何といましても私が問題にしなければならぬのは、やはり今日まで電電公社は積滞を解消する解消すると言いつつ、ことばは悪うございませうが、サボってきたことに尽きるところです。公約違反なんですね。たとえば、第二次の計画から

三次の計画とずっとそのつど、四十七年度末までは全部積滞を解消しますというのがあるた方のいままでの公約だったわけですね。通信委員会の会議録等調べてみましたが、たび重なる会議でそういったことをあな方は明確にしておられる。今度五十二年度ということになっておられるわけですが、五次計画では、だんだん延びてきてしまっている。大衆をばかにしているのではありませんか。思うわけですね。この際、そういう意味で、この積滞解消についてぜひひとつ第五次五カ年計画というものは再考を要求したいと思うけれども、その点についても明確に御答弁を願いたい。

○米澤説明員 お答えいたします。電話事業を営むに立場からいたしまして、電話を申し込んだらすぐつくれるというのはこれは当然の目標であります。したがって、公社といたしまして、昭和三十四年に拡充法の制定を国会にお願いいたしましたときに、たゞいまお話が出ましたように、昭和四十七年度末においては、申し込んだらすぐつくれるようにしたいということを確認に言いました。しかしそのときに予測いたしました電話の数字というものは、大体一千百万というふうに見込んでおりました。この見込みが違つたことは、二年前の公衆法の改正あるいは昨年の拡充法の再延長のときにも申し上げたのであります。が、実際にはもうすでに、四十七年度末において千百万であらうと予測いたしましたものが現在二千万をこしてあります。そのように非常に電話の需要がふえたということは、一つは経済の成長もありまして、もう一つは核家族化というものが進んできた、この二つの原因だと私は考えております。

ところで、この第五次五カ年計画をきめる際におきまして最大の重点は、結局五年先すなわち昭和五十二年年度末には全国的規模において積滞をなくす、これが最大の重点でありまして、たゞいま御質問ございましたが、これはぜひ達成したいというふうな思っております。それから特に積滞が非常に長い場所につきましては、これはやはり

三次の計画とずっとそのつど、四十七年度末までは全部積滞を解消しますというのがあるた方のいままでの公約だったわけですね。通信委員会の会議録等調べてみましたが、たび重なる会議でそういったことをあな方は明確にしておられる。今度五十二年度ということになっておられるわけですが、五次計画では、だんだん延びてきてしまっている。大衆をばかにしているのではありませんか。思うわけですね。この際、そういう意味で、この積滞解消についてぜひひとつ第五次五カ年計画というものは再考を要求したいと思うけれども、その点についても明確に御答弁を願いたい。

○森井委員 時間がないようであります。郵政省の御答弁がちょっとおくれましたので、もう一問だけお許しを願いたいと存じます。総裁、いまおっしゃったことはやはりいづいぶんズレがあります。マグネットのところだけが、あなたがおっしゃるやうに何年もたまつているんじゃないですよ。実情をぜひ御調査願いたい。もうすでに自動化されたところで、先ほども申し上げました大都市以外の、あるいは県庁所在地以外のいわゆる過疎地へ行く、二年、三年というのはまださらに残っておられるわけですね。ぜひひとつそういったものについて、いまの御趣旨からいってこの際、自動化されたところだけでも二年以上の積滞については直ちに片づけるようにする必要があると思ふのです。この点についてこれから公社がどのようなことをおとりになるか、ぜひひとつ明確にしたい。特に遠藤総務理事がお答

は、これはもうなくしたい、なくする方向で処置したいということではあります。この優先設置基準の中にも、たとえば第五順位等については三年で片づかすかした第三順位まで繰り上げるといふことがあるわけですね。ところがこれも営業用と差がついておられます。現実これがなされてないというところもすいぶんあるわけですね。そういう意味で二年以上待つておるものについては、とりあえず直ちに架設するような方策をとられる必要があると思ふので、この際お答え願いたい。

○森井委員 時間がないようであります。郵政省の御答弁がちょっとおくれましたので、もう一問だけお許しを願いたいと存じます。総裁、いまおっしゃったことはやはりいづいぶんズレがあります。マグネットのところだけが、あなたがおっしゃるやうに何年もたまつているんじゃないですよ。実情をぜひ御調査願いたい。もうすでに自動化されたところで、先ほども申し上げました大都市以外の、あるいは県庁所在地以外のいわゆる過疎地へ行く、二年、三年というのはまださらに残っておられるわけですね。ぜひひとつそういったものについて、いまの御趣旨からいってこの際、自動化されたところだけでも二年以上の積滞については直ちに片づけるようにする必要があると思ふのです。この点についてこれから公社がどのようなことをおとりになるか、ぜひひとつ明確にしたい。特に遠藤総務理事がお答

は、これはもうなくしたい、なくする方向で処置したいということではあります。この優先設置基準の中にも、たとえば第五順位等については三年で片づかすかした第三順位まで繰り上げるといふことがあるわけですね。ところがこれも営業用と差がついておられます。現実これがなされてないというところもすいぶんあるわけですね。そういう意味で二年以上待つておるものについては、とりあえず直ちに架設するような方策をとられる必要があると思ふので、この際お答え願いたい。

それから最後に、料金制度の問題について私はやはり問題があると思ふのです。例の法定で、要するに国会の承認を得る料金、基本料金その他あるわけでありまして、これと認可料金との関係であります。特に最近顕著なのは、新しく、先ほどちょっと例に申しましたブッシュホンははじめといたしまして、新設の付加料金というふうなもの、その中には何通話といったかというふうなもの、○番通話等の直接大衆に非常に結びつきの多いもので全部電電公社で立案をして、大臣の認可を得てそれで決定をするという形になっているわけですね。データ通信関係のごときはそのすべてと

国民大衆が払うわけですから、基本的には私はおかしいと思う。この点についてどのようにお考えなのか、これはできれば大臣から御答弁をいただきたい。認可料金と法定料金の問題についてこの際検討し直す時期が来ているのじゃないか、このように考えますのでお願いしたいと思ひます。

○久野国務大臣 先ほど御指摘のございました積滞の早期解消につきましては、今日電話は私たちが国民生活にとって不可欠なものになりつつあるわけでございます。これは社会経済情勢の大きな変化に基づくものであらうと私は存じますが、さような意味から、今日なおまだ多くの積滞数が残されておるといふことはまことに私も遺憾に存じます。この電信電話公社に対して指導を強化して、そうして積滞の解消が年次を繰り上げてこれを実現するように私は指導監督を強めていきたい、努力をいたしたい、かように考えます。

それから料金の改定の問題につきましては、ごもっともな点も多々ございますので十分検討いたしてみたい、かように存じます。

○森井委員 ありがとうございます。私の質問を終わります。

○久保田委員長 次に、田中昭二君。

○田中(昭)委員 私、まず郵政大臣にお尋ねしてみたいと思いますが、いまの森井委員からも公定歩合の引き上げにつきましての質問がございましたが、聞いておりまして、私たいへん——郵便貯金金利の引き上げというのがきょうの審議会できまらうとしておる段階において、世間では新聞等ではいろいろ報道なされておる。それに対してこの国会審議の場で言えるとか言えないというようなことで、この委員会が何かしら対立的なムードになることはよくないと思ひます。たいへん国会軽視の云々というようなことが最近はやっておりますけれども、そういうことになっては、私は国会だけの問題ではなくて、国会の外におられる国民大衆から見れば、これは大きな政治不信の根本になると思ひます。そういうことについて大臣はいまの審議を通してどのような感じ

を持っておられるのか、御決意をひとつ伺ひたい、それが一つであります。

それから時間がございませぬから確認しておきますが、先ほど昨年の八月以前に戻すということは、いわゆる預金金利の引き下げ以前の状態に戻すということと、すでに郵政省は日銀、大蔵当局と合意をしておいた、こういうことですね。そこで引き上げ幅については、期間の長い定期性預貯金については、郵便貯金の場合一年半から二年未満の定期の場合は〇・五％、定額預金は大体一年半未満のものが全部総じて〇・二五％上がる、一年半以上のものは〇・五％上がる、そして預け入れ期間の短い定期預金、定額預金、普通預金——普通預金というのは郵便貯金の場合通常預金のことと思ひますが、これが〇・二五％上がる、こういうことでございませぬ。間違ひなければ確認だけしておきます。

○石井政府委員 お答えいたします。

ただいま読み上げられました数字のとおりでございます。

○田中(昭)委員 大臣にはまとめて答えてもらいます。

そうしますと、大体公定歩合が〇・七五でございますから、この〇・七五に近いような引き上げをするのが、普通の金融機関を利用できないような庶民大衆の郵便貯金をしておる人に対する温情ある処置だ、こう私は思ひます。

そこで、こういうことになりましたと、かりに例をとりまして、ことしの一月に百万円の定期預金、いわゆる二年から二年半のものに入つた場合に、継続したほうが得になるといふような記事も出ております。さらにまた二月以降に、いわゆる現時点以降に解約すればさらに得になる。これは普通の銀行等の預金について、こういうふうな報道されておりますが、これと同じように郵便の定額貯金の二年から二年半未満のものについては、いろいろな預金者については損得が出てくると思ひますが、この辺については事務当局から、事実そのようなことが出てくるかどうか、御説明願ひたいと思ひます。

いと思ひます。

○石井政府委員 お答えいたします。

ただいま御質問の中の後段の問題は、銀行預金の場合の問題だと思ひます。と申しますのは、郵政省のやつております郵便貯金の中にも、民間と同じ名前の定期預金というものがございしますが、これは全体の預金の中で〇・五％ぐらいを占めておる非常によりうりやたるものでございします。で、長期の預金といたしましては、いわゆる定額貯金というものが絶えず民間の定期預金と比較されるわけでありまして、民間の定期預金は最長のものでも御案内のとおり一年半のものでございまして、あと一年、半年というふうになっておるわけでございます。それに対して私たちが定額貯金は、^{先般}最も申し上げましたように最長十年まで続けて預け入れることができるわけでございます。したがって、今度のような預金利率の改定が行なわれなりました場合、特に預金利率の引き上げが行なわれなりました場合には、四月二十三日からかりに実施するといはしますと、二十三日以降は、ただいま定額貯金の場合は新しい利率に切りかわるわけでございます。これは御本人の貯金が継続しております限りは、自動的に高い新しい利率に移るわけでございます。それに対して銀行の定期預金は、もとと一年半の期間を定めて預金をしておりまゝです、私どものほうの預金より利率も高うございしますが、同時に、その間もし利率の改定が行なわれなりました場合は、今度のようにその利率が上がります場合は、本人の契約が低いときに行なわれなりましたものは、その低いまゝの利率で一年半を経過するといふことになるわけでございます。そこが郵便貯金の定額貯金のほうで、長期に貯金するといふときには有利になつておるといふことをまず申し上げて、お答えにかえたいと思ひます。

○田中(昭)委員 大臣、いま事務当局の話をお聞きしておりますが私はよくわからないのです。ですから問題は、継続したり解約したりした場合に、国民一般大衆が、郵便貯金をしてる人たちがど

ういう影響を受けるかということについては、委員長、ひとつあとで資料で出してもらわないと、数字の問題でございしますから、お願いしたいと思ひますが、よろしくございしますか。

○久保田委員長 よろしくございします。

○田中(昭)委員 お願いしまして、郵政大臣、先ほど私最後に申し上げましたが、公定歩合が〇・七五引き上げられるのですから、そこまではいかなくても、それに近いところで努力してもらいたい、それがやはり十二兆円も貯金している貯金者に対する責任だと私は思ひます。私が前回指摘しましたように、一兆七千億の貯金の目標額よりも大きく突破して、昨年度の四十七年度は純増加額が二兆六千億を突破した、こういうことを考えれば、当然国民に返してもらわなければならぬ。

それともう一つは、これは郵政大臣としてではなく国務大臣として、昨年の八月にこういう金利の引き下げをやつて、まだ一年もたないうちにさらに大幅な金利の引き上げをやらなければならぬといふようなこと、こういうことについて世間では、これはばくち経済だ、ほんとうに日本の経済政策といふのはどうなつてゐるんだ。こういうことは国内問題だけじゃなくて、国際的にもたいへんな影響があると私は思ひます。そういう面について大臣は、今後、特にこの郵政関係の郵便貯金のいわゆる小額貯金者を保護するといふことも考へて、ひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

○久野国務大臣 公定歩合の引き上げとの関連性につきましては御質疑がございましたが、この御意見につきましては、私といたしましては理解できるところでございます。しかし現状におきましては、先ほど事務当局から答へましたような数字によつて郵政審議会に諮問をいたしたい、かように考へておるような次第でございます。

後段の問題につきましては、経済情勢が大きく変化をいたしました。その変化をいたしました理由につきましては多々あるわけでございますが、

この変化に即応するように今回利率の改定をはかろうというわけでございます。しかしながら、この見通しを誤ったという批判も一部にあるわけでございます。しかしながら、これは国際的な関連性のある事柄によってそのような事態が起きてきた面もあるわけでございます。どうかこの点についても御理解をいただきたいと存する次第でございます。

○田中(昭)委員 最初の御答弁でございますが、くどくなるようでございますけれども、いま審議会に諮問するというようなおことばをお使いになつたようでございますけれども、審議会の答申を受けて郵政大臣が決定するのでしょうか。その基礎となる金利の引き上げ幅については、いま事務局でやっている、先ほども確認されたようにそういうものである。だから現時点においては、それは郵政大臣に決定権があるのですから、国民の零細な貯金者の気持ちを考えるならば、気持ちの上においてもたくさん引き上げたい、昨年の八月に戻すだけじゃなくて、それよりも少しでも引き上げてやろうという努力をするべきじゃないか、この点、一点なんです。ただ、いまのような答弁であれば、大臣は事務局にまかせて、そのとおりやって、うん、いかぬ、そういうことだけで終わる感じがしますよ。私はそういうことじゃないと思うのです。飾り人形みたいに機械的に動くというふうなことであれば、大臣の権限を冒瀆するものである、こう思われてもしかたがない。次の問題でございますけれども、これも、経済情勢が変わる、そういうときこそ郵便貯金の貯金者に対する一般的な考え方というのは変えないという方向でいくのが私は貯金者を守ることにするというように思うのです。

そういう点も含めて、もうひとつ最後に簡単に御気持ちだけでもつけようでございますから、決意を聞かせてもらいたい。

○久野国務大臣 御承知のとおり法令上そのような制度になっておりますので、その制度に従って諮問をし答申を得て政令として定めることにいた

しておる次第でございます。ただいま御意見の中にもございましたように、郵政大臣が承認と申しますか認可をすることになっておるわけでございますが、それをあくまでも郵政大臣の決断によって処置をせよという御意見でございます。御督励と私は拝承いたしました。この点等につきましても十分今後私自身配慮していきたい、かように存する次第でございます。

○田中(昭)委員 次の問題に移ります。このたび、日中間の海底ケーブルの建設について両国の政府代表が合意をしたわけでございますが、現在日中間の通信の状況というのは大体どういう程度のものでございましょうか。公に発表されたことではないと思ひますから、できましたら事務局のほうから御発表願いたいと思ひます。

○館野政府委員 お答えいたします。最近の対中国通信業務の状況を申し上げますと、電報につぎましては一月に平均約四万五千通、発信着信合計でございます。四万四千八百、四万五千、四万四千といったような移動がございまして、大体四万五千であります。電話の度数につきましては、月平均約千六百度ぐらいの通信がございまして。

○田中(昭)委員 合意書をちょっと読んでみますと、ケーブルの建設の費用とか、それからその所有というものは日中両国で折半になるというふうな報道がなされております。きのうの答弁を見ても、回線の使用については継続協議をするというふうにお聞きしたのですが、これは間違いなんでしょうか。回線の使用も折半するのでしょうか。合意書は三つあつてあるようですね。そうでしょう。建設費用と、それから所有は折半する……。

ついでに、全体の建設のための金額はどのくらいになるものでございましょうか。

○久野国務大臣 日中間の海底ケーブルの敷設につきましては、容量だとか陸揚げ地点、外装方法等によつて大きく設備費の額は左右されるわけでございます。その点につきましてまだ合意点に達していない部分が多々あるわけでございます。

ございますから、引き続き協議をいたしまして、ひとつ早くこの協定が結ばれるようにいたしたい、かように存じまして作業を取り急いでおるような次第でございます。それらの諸点等についても協議を継続するために、私に対して訪中を要請せられたわけでございます。

そこでこの経費でございますが、陸揚げ局の局舎だとか土地代などを除きまして、約五十億円程度かかるものと見込まれておる次第でございます。

○田中(昭)委員 次に、日中間のそれぞれ海底ケーブルの出でくるいわゆる陸揚げ地点でございますが、これについてはきのうの御答弁では何か九月ごろに決定する、こういうふうな私伺ったわけでございますが、それは間違いございませんか。

それともう一つは、この陸揚げ地点というのは大体私は予想できると思うのです。まさか北海道に持つていくわけじゃありませんし、東北地方に持つていくわけでもありませんし、どうしてもやはり九州のどこかになる。新聞報道等によりまして、沖縄とか鹿児島とか長崎とか、こういう話でございますが、私は当然こういう話が出たと思うのです。その陸揚げ地点をきめる場合に何が一番問題になるのか、そういう点をわかりましたらお聞かせいただきたい。

○久野国務大臣 陸揚げ地の選定につきまして、在来沖縄、鹿児島、長崎地域、こういうような三地域が候補にあがっておることはただいま御指摘のとおりでございます。しかしながら、これは両当事者の間で、両国の関係者の間で話し合いによつて決定すべき事項でございます。その際に問題になりますのは、陸揚げ地域の近接地域の海底の事情、それから上海との間の海底の事情、こういうことによつてその陸揚げ地が技術的に検討されて決定されるものでございまして、これは政治的に決定されるべきものではないと私は思うのでございます。でありますから、今後できるだけ早い機会にこの日本側の陸揚げ地を決定いたし

まして、そして早期に着工でき得るようにいたしたい、かように考えておるのでございますが、その協議につきましては、昨日も申し上げましたように、九月ごろを目途といたしまして作業を進めておるような次第でございます。

○田中(昭)委員 なるほどむずかしいいろいろな点があるかと思ひますけれども、せっかく合意を見た相手側の中国は上海と、これはつきりきまつておりますね。それに対して日本側は陸揚げ地点もきめられないというところは、いま大臣は政治的なあれはないとおっしゃいましたけれども、私はどうしてもそこには何かしらあるのじゃないかというふうな推測を生むような含意の内容じゃないか、世間一般の人々もそう思つても無理ないと思うのです。

そこで、この問題についてはいままでの関連があるかと思ひますからもう少しお尋ねしておきますが、戦前でございますが、中国との海底ケーブルは、長崎に大北電信会社ですが、これはデンマークの会社だそうでございますが、これが開設したものがあつまして、それを使つておつた。さらにまた、戦後はその長崎のやつは廃止になりましたけれども、その後、ソ連のナホトカと直江津の海底ケーブルを同じく大北電信会社が設置した、こういうことを聞いております。こういうこととからいいますと、私は長崎には何かそういう設備がいまでも残つているということも聞くのでございまして、その点はどうぞでございますか。

○館野説明員 お答えいたします。先生のお話のように、明治四年、デンマークの大北電信会社という通信事業者が、日本政府の免許を得まして長崎と上海、長崎とウラジオストクに海底電線を敷設いたしました。それを通じて日本と日中間及び日欧間の通信をずっと行なつていたことはお話しのとおりでございます。このウラジオストクとの回線につきまして申し上げますと、送信一回線、受信一回線でありまして電信二回線でございます。これは第二次世界大戦の勃発まで使われておりましたが、戦争のため

運用休止になっておりまして、終戦後補修をいたしましてこの大北電信会社の運用ということで再開いたしました。二十九年の契約更改の際に、長崎局舎及び日本の領海内の海底線は国際電信電話株式会社に無償で譲渡されて、その後四十四年まで、非常に少のうございまして、電信回線として使っております。一方、日欧の回線の増強ということが日本及びヨーロッパ側の通信主管庁、通信事業者の間に必要が感ぜられて、昭和三十六、七年ごろからこの日欧回線の増強という計画が出てまいりました。いろいろの経過を経まして、国際電信電話株式会社と申しました大北電信会社というものが共同で直江津とナホトカの間に新式の広帯域のケーブルを敷設し、それを運用することになりましたに伴いまして、この長崎電信局というものの運用をやめまして、いまは廃局、まあ建物は残っておりますが、全く通信にも営業にも使っておりません。

○田中(昭)委員 私、技術的にはよくわかりませんが、その前に大臣がお答えになりました、海底の事情とかいろいろなことでは検討中だということなことでございまして、過去の敷設された実例からいけば、私は何も長崎以上に鹿児島なり沖縄が適しているというふうにはしろうとながら感じないのですが、大臣、いまお話が出た点御存じだったのかどうか。御存じであれば、そういう点を踏まえて、大抵の感じでけっこうでございますからひとつお答え願いたいと思います。

○久野国務大臣 別に私のところへはそれぞれの地域から政治的なお話があったわけではございません。そういうような陳情もあまりございせんし、過去の事柄につきましては私は事務当局から報告を受けて存じてはおりますが、しかしあくまでもこれは技術的な見地に立って陸揚げ地を決定すべきものである、私はさような判断に立っております次第でございまして、一刻も早くこの検討を進めるように指示をいたしておるような次第でございします。

○田中(昭)委員 次に、合意書の中で、目的の第一項に、日中間及び他の諸国との通信にも使用することというふうなことがありまして、これはあくまでも中国側が日本を中継基地として考えておるのじゃないか、そういうことも考えられるわけですが、またその半面、わが国は現在アメリカとのケーブル線を持つておりますが、それが第二の太平洋ケーブル計画もあるわけではございまして、私は、その第二太平洋ケーブルの進行状況がたいへんおもしろいというふうな聞いておりますが、その理由はどのように大臣としてお知りになっておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

○久野国務大臣 第二太平洋ケーブルの敷設についての計画があることは御指摘のとおりでございます。それから、東南アジアケーブルの建設計画もあることも御指摘のとおりでございます。この日中海底ケーブルの敷設に關しまして話し合いを進めます際に、こうした遠隔諸国との間の通信網改善ということを頭にに入れて、想定をしてこの話し合いを進めたわけではないのであります。当初、やはり日中間の通信網の改善をはかりたいということが私たちの長い間の懸案事項でございしましたし、念願でもありましたので、そのためにこの海底ケーブル敷設を急ぎたいということで、先般技術者が訪日せられ、今般御存じの鍾夫翔電信総局長を私が招きをしまして、訪日をせられ、明日お帰りになることになるわけでございますが、このような協議をいたしております際に、これは日中兩國関係者からともに出た意見でございしますが、やはりせっつかく日本と中国との間に海底ケーブルを敷設するというのであるならば、この海底ケーブルがそれぞれの国の以遠諸国、東南アジア諸国であるとかあるいはまた中南米であるとか、もちろん北米もそうございまして主たるものでございしますが、こういうような以遠の諸国との間の通信網の改善にも寄与することができ得るのではないか、そうであるとするならば、やはり容量についてもそれにふさわしいような容量にすべきではないかという意見が期せずして両者の間から出まして、大容量のものにしていうことで意見が一致をいたしましたような次第でございします。

○田中(昭)委員 大臣、私の質問は、そういうことも含めて、第二太平洋ケーブルがおくれているんだが、その理由はどうかと聞いたわけですが、私の質問に答えていただきたいと思ひます。それから、こうなつてきますと、やはりおくれた理由といわゆる日中間の海底ケーブルというものが私は無関係ではないと思ひます。どのような関係があるのか、わかつておれば御説明願ひたいと思ひます。

○館野政府委員 お答えいたします。第二太平洋ケーブルにつきましては、関連する地域の通信事業者におきまして一応の構想が固まつていたわけではございますが、アメリカの通信事業者、また共同の建設事業者になります通信会社の政府に対する認可の申請がまだ出ていないというところが、当初の計画よりも延びている主たる原因でございします。

○田中(昭)委員 大臣は、ことしの二月ですか、仙台で韓国との海底ケーブルの点について何か御発言があったようではございますが、こういう問題はその後どのようにお考えになっておりますか。

○久野国務大臣 日本と韓国との間の通信量は拡大の一途をたどつておるわけではございます。現状ではこの需要に応じ切れないときも間々あるわけではございます。さような観点に立ちまして、やはり日韓間に海底ケーブルにつきましては新しく敷設することが妥当ではないかというふうなことで協議が進められておる段階でございまして、まだ決定的な段階に來ておるわけではございません。

○田中(昭)委員 同様に、朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮との間の通信回線も、きのうの話ではたいへん電報の回数も多くなつておるようではございますが、これは特に大臣が朝鮮民主主義人民共和国とは親しい間柄と聞いておりますが、

この辺はどういうふうにお考えになっておりますか。

○久野国務大臣 私は、朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮へ参りましたために、親しい間柄であるから云々ということだけではございせん。やはり日本の国は平和国家でございしますから、思想、制度、政治の形態を越えて、あらゆる国々との間に平和友好関係を促進するということが非常に大切だと私は思ふのであります。そのためにはやはりお互いに人的交流、経済、文化の交流を深めていかなければなりません。それが同時に、やはり経済的交流、人事の交流が進む度合いに依りまして、通信網の改善につきましてもこれを進めていくことが妥当である、かような考え方に立ちまして、北朝鮮との間に直通回線を開設してはどうかということ、国際電信公社いわゆるKDDが北朝鮮当事者との間に話し合いを進めておるといふのが事実でございします。

○田中(昭)委員 今後、中国の、この国交回復と同時に、あの広大な国土の中で通信網を整備されていくということについては、わが国にとつても重大な影響があると思ひます。わが国にとつても、そういう状況につきましてわが国の通信業界の今後の大臣の監督指導といひますか、そういう立場に立つてのお考え、またアメリカ等がどのような動きをしておりますか、わかつておればお答え願ひたいと思ひます。

○久野国務大臣 中国の代表団の皆さん方とお話し合いをいたしております際にそれはときどき出たことばでございまして、日本の電信電話並びに電波技術等の非常に進歩しておる点を認めておられるようではございます。やはりこの日中間の今後の電信電話あるいは電波関係等の改善等につきましては、両者がお互いに技術の交流を深め、そして、さうな考え方に立つておられるようではございまして、そのために各方面の施設あるいは技術関係者と率直な意見の交換が行なわれたように拝察をいたしておるような次第でございします。

○田中(昭)委員 海底ケーブルの問題はこれで終わりまして、次に、電話の広域時分制についてお尋ねしたいと思ひます。

もうすでに三月十一日から広域時分制が東京でも行なわれておりますが、これに先立って、昨年の六月ごろ先行実施というような形で行なわれておると聞いておりますが、その先行実施したことによってどういう問題が出てきたか、そのデータがあるかと思ひますが、その実施における問題点についてどのように把握しておられますか、お答え願ひしたいと思います。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

昨年十一月十二日に広域時分制の一部切りかわつていったわけでございますが、場所としましては七十五の単位料金区域を切りかえたわけでございまして、それで、その場合の収入の状況でございますが、収入は一カ月分をまとめて請求しておりますわけでございますが、そのうち十一月の十一日までで旧料金でございますが、十二日から新料金になるというふうなわけでございまして、その一カ月分の約七割程度が新料金ということで、それからまた加入者がその前の月と多少変わつておりますので正確に比較はできないわけでございまして、一応それと比較してみますと、若干一加入当たりで減収になっておるといふ状況でございます。この辺はもう少し時期をかけてみまさんと、最初は三分というのを意識して少しセーブするといふような心理状態もございまして、現在の状況ではその見直しはわからないという状況でございます。

○田中(昭)委員 この広域時分制の実施にあたりまして、公社は例の問題になりましたタイムマシンですか、これをサービスするといふようなことがあつたわけでございますが、これは大体現在どういふふうな利用状況なり取り扱い状況となつておりますか、簡単にお願いします。

○小畑説明員 お答えいたします。

タイムマシーと称しておりますけれども、これは広域時分制になり、通話が三分ごと課金されるよう

になりましたので、通話時間の一応の目安といふようなことで御希望の方に配付したわけでございましてけれども、現在まで配付しました状況は、約三分の一の地域が広域時分制に移行しておりますけれども、約二百萬個配付してございまして、全体の三〇%ぐらいの方が希望しておるようでござい

ます。

○田中(昭)委員 何か聞くところによりまして、九百萬個つくられた、ただ問題は、機械自体にたいへんお粗末なところがあつたためにそういうふうなことになるおるかどうかわかりませんが、これはまたあとであれすると思ひます。

次に、公衆電話に似たようなピンク電話というものがあるそうですが、その性格は公衆電話と大体同じものである、こう考えてよろしいですか。

○小畑説明員 お答えいたします。

ピンク電話は御承知のように昭和三十一年、三年ごろに、まだ加入電話なりあるいは公衆電話が十分普及しておらないときに、貸し電話のたがけ防止といふようなことで、加入者の方から御希望がありまして開発したものでございまして、昭和三十四年ごろから販売いたしておりました。広域時分制実施前まで全国で約五十七萬個ございましたけれども、性格は加入電話という性格でございます。加入者がお客さんに貸すといふような点で公衆電話的な機能といひますか、料金を十円いたしていって市内通話をかけられるという機能も持つております。加入電話の特殊装置といふようなことをいつております。

○田中(昭)委員 時間がないのでから、私の言つただけで答えてください。

加入電話の特殊なものでありますと言ふけれども、実際ピンク電話の契約書を見ますと、特殊簡易公衆電話契約書となつていふやうな感じがします。私もしろうとですけれども、ちゃんとこの問題については質問通告もして聞いておるのじゃないですか。いいかげんなことを言ふな。

それで、このピンク電話は全国で大体どのくらいいつておりますか。

○小畑説明員 五十七萬個でございます。

○田中(昭)委員 広域時分制に移行しまして、いわゆるこのピンク電話にかわるものとして大型ピンク電話に切りかえてあるようでございますが、これは大体都内ではどのくらい切りかえの台数になつておりますか、お尋ねします。

○小畑説明員 東京都内のピンク電話施設数九万八千個のうち、大型ピンクに切りかえしたのは六万三千個でございます。

○田中(昭)委員 先ほど答弁のありましたピンク電話が広域時分制が施行される前に、先ほど言いましたように先行実施がなされていゝ。その間このピンク電話がどういふ状態で利用されておるかといふことについては、公社は調査し、利用者に不便のかからないようにするのが当然だと思ひますが、総裁これはいかがでしょうか。先ほど答弁のありましたことを訂正しておかなければいけないのじゃないですか。このピンク電話は簡易公衆電話の契約をなさつていゝるわけでしよう。その点も含めて総括的にお答え願ひします。

○米澤説明員 お答えいたします。

ピンク電話は公衆電話の一種、また加入電話的な要素もあつたもので、その両方組み合わせたような性格を持つておりますが、このピンク電話につきまして、広域時分制を実施いたしましたときにこの需要状況を調べまして、その調べたものを基準にいたしましていろいろ準備をいたしました。が、東京の場合には何といひましても非常に数が多かつたために、たとえば現在のピンク電話をもとの黒電話にしたいといふ方もあります。それから自動ピンクにかえてほしいといふ方もありますし、それからこのままでもいいのだといふ方もあります。それから、やはりいろいろ面接といふか、その方にお会いしていろいろ調べたといふのが実情でございます。しかし広域時分制を最初にやりましたときに予想いたしましたよりもむしろ東京の場合には若干多かつたのじゃないかと思ひまして、確かにこの御希望に全面的に沿えるまでには至つておりませんが、四月のうちにはとにかく御

要望のあつた向きに對しましてこれを処理いたしたい、こういうふうに考へております。

○田中(昭)委員 これを見てください。これはピンク電話を備へてあるところに十円入れますと、三分どころか何十分でも何時間でも話せる。だからこれは使用しては困るという張り紙がしてあるのです。いまのピンク電話が五十萬個ですが、それだけ出ているのに、こういうことで利用者が困りますし、持ち主も困つておる。それがいま大型のいわゆる公衆電話への切りかえは全体でまだ四七%ですか、そのくらいしか切りかえてないわけですが、そのように仕事の都合上切りかえができていないということについては、いま総裁から御答弁がございましたが、この特殊公衆電話契約書の第四項によりまして、持ち主は「正当の理由なくして、利用者が特殊簡易公衆電話によつて、市内通話をするのを拒まない」といふ契約になつておる。それに対して実際どうやつて拒んで使用できないという状況になつておる。これは事前にわかつておつたのだらう、それに対して法律の規定によつて仕事をやつております電話が、またそのピンク電話のあるところとの契約にも違反して、実際利用者に不便をかけておるといふことについては、これはまだ相当あるわけでございますから、ひとつ総裁からお答えをいただき、大臣も一緒に答弁願ひしたいと思います。

○米澤説明員 お答えいたします。

東京の場合に最初の予想に反しまして希望者が非常に多かつたために取りかえがおくれまして、そういう事態を生じたことはまことに遺憾に存じております。しかし、何とか四月中にはそれを全部取りかえさせるといふことで処理いたしたいと思つております。

○久野国務大臣 準備不足のためにそのような事態が起きたやうであります、私はたいへん遺憾に存じます。早急に改善されることを指導していきたい、かように存じます。

○田中(昭)委員 おこたばを返すようでございます。

すけれども、準備ができなかったというようにこととだけで物理的な処置だけをされるということとは、国民なり利用者に対して責任ある立場の電電公社なり、郵政大臣の御発言としては私はたいへん納得いかない、そうでしょう。時分制になつて、この問題は去年の六月から実施しておりますが、先ほど言ったように三分以上かけても十円でかけられるのです。そのもとが電電公社の提供した機械によつてそういうことがなされておる。それに対しては、ただ準備ができなかったとか遺憾であるというようにただけよりも、それ以前に電電の仕事をやっていく上においてももう少し——法律の制約も受けますからいろいろやりにくい点はあるかと思いますが、先ほどから電話の積滞の問題もいろいろあつております。私はそういうことを考えますと、利用者には迷惑のかけつばなしというふうな状態で、どんなに積滞をなくそうとしてがんばつておりますと言つても国民に申しわけない、このように思うのですが、くどいようでございませうけれども、もう一ぺんその点御答弁願ひたい。

○米澤説明員 お答えいたします。

少しことばが足らなかったかもしれませんが、いろいろ原因はございませうけれども、確かに利用者の方々に御迷惑をかけたことを遺憾に思つております。

○田中(昭)委員 次に、私、前回大臣に一般質問を申し上げましたときに、郵便貯金の増加の問題をいろいろ申し上げたわけでありませう。この問題につきまして私が一番心配するのは、先ほど金利のときも申し上げましたように、この少額な、零細な貯金をしていく一般大衆、郵政省の貯金を増加させようという考え方の中に、それに携わる職員並びに当事者間において、たいへん無理なことが行なわれていないかというふうなことも一つの問題点であつたわけでございます。その問題点に触れる前に、この貯金増加に對します予算措置について、事務当局からでいいですからお答え願ひたいと思ひます。四十七年に對して四十八年の貯

金の目標額は大体一三五%伸びておるわけですが、ところが、その伸びに對して経費のほう、いわゆるそれをかせいでくる——かせいでくるというところの経費は一二三%しか伸びていない。これはそういう査定なり要求をした貯金局並びに大蔵省の主計局のほうからお答え願ひたいと思ひます。

○石井政府委員 お答えいたします。

郵便貯金の目標額に對して実績があつた場合、どのような措置をするかということでございますけれども、貯蓄の増強関係経費と申しまして、その九割以上は貯蓄募集手当というものでございまして、この貯蓄募集手当と申しますのは、貯金の外務員をやつております職員が、実際に貯金の募集をして実績をあげました場合に、あらかじめ組合と締結しております労働協約によつて支給するものでございませう。それが九割を占めておるわけでございます。この経費はいま申し上げましたように、職員の募集の実績に應じて支給されるものでございませう。たとえて申しますと、昭和四十七年度について申し上げますと、一兆七千億円の目標に對して二兆六千二百九十六億円というのが実績でございます。この伸びの中で、実際に窓口で自動的に預金者が持つてこられた場合は手当の対象になりません。そういうものを差し引きまして今度伸びましたものに對する必要な経費、それをいわゆる弾力条項と申しますが、それによつて発動して支給をしておる。職員に對して、その点につきましては働いただけのものは十分お払いしておる、そういうことでございませう。

○岡島説明員 お答えいたします。

貯金の増強に必要な経費につきましては、財政当局といたしましては予算の要求を十分検討いたしまして、郵政省と十分協議の上、予算を計上しているわけでございます。

それでお尋ねの四十八年度の予算額でございますけれども、この募集関係の経費は、先生御承知だと思ひますが、百七十九億円でございます。四十七年度の予算額に對して二三%の増となつて

おるわけでございます。この募集関係の経費で一番大きなものは、たゞいま郵政省のほうから御答弁ございませう募集手当でございます。募集手当はその経費の大体九割くらいを占めておるわけでございます。その九割くらいは募集手当につきましては、従来から郵政省のほうといろいろ相談して定まつておる積算方式がございまして、その積算方式に從つて、その貯蓄目標額の増加に應じて募集手当を計上している、こういうことでございませう。

それからいま郵政省のほうから、目標額に對してさらに実績がオーバーした場合にどうするかという点につきましてお話をあつたわけでございますけれども、この点につきましては、たゞいま御説明がございまして、その貯蓄増加の実績に應じて募集手当を増加している、こういう措置をとつておるわけでございます。

○田中(昭)委員 弾力条項を発動してちゃんと募集手当をやつておる、そういうふうな受け取つてよろしうございませうね、貯金局長。

そうしますと、四十七年度が二兆六千億を突破したわけですよ。それに対しては増強経費は幾らくらいになるのですか、おおよその見当でいいですか。

○石井政府委員 お答えいたします。

実績といたしまして貯蓄増強関係の経費、これは募集手当も含むものでございませうが、百七十四億六千六百万というものでございませう。そのうちで募集手当は百五十八億でございます。

○田中(昭)委員 だから、少しおかしいんじゃないですかね。募集手当というものをちゃんと募集の貯金の増加額に比例して予算もそれぞれ要求もして、そして実際貯金の増加した分について募集手当をやつて、四十七年度は当初百四十五億円の予算を見ておつたものが、いまの貯金局の説明では、二兆六千億になつたために百七十四億になる、こういうわけですよ。そうしますと、二兆六千億に對して百七十四億だとしますと、ことしの二

兆三千億に對して百七十九億というのはどういうことになつてきますか。

○石井政府委員 お答えいたします。

先ほどちょっと私説明で申し上げましたように、募集手当と申しますのは、実際に貯金の募集を外務員がやるわけでございます。募集をしてきたそれに應じて払うわけでございます。このほか、たゞいま御指摘のありましたように、予算で一兆七千億円予定いたしまして二兆六千億以上も実績がございまして、実際に郵便局の窓口で預金者が直接持つておいでになつたもので、これは募集手当の対象にいたしておりませう。この伸びた実績そのもの、募集実績と増強経費というものが必ずしも正比例するという形になつておらぬということをお理解いただきたいと思ひます。

○田中(昭)委員 それはわかるのです。そういうこともあるでしょう。私は貯金局のために、増強経費が少し大蔵省の予算査定が少な過ぎないか、こう言つておるのだから、あなたがそれを勘違いしちゃうんですよ。四十八年度の増強経費の見積もりは、目標額一兆円当たり七十八億ぐらいになりますかね。私はそれが実績とあまりにも開きがあるというのです。二兆六千億で百七十四億になれば、私はどうしても——これは窓口を持つてくるものもありまして、だから、この前からあなたは貯金の目標額決定をするときには経済情勢云々というふうなことも三つの項目でありましたね。この問題については私がいろいろここで説明しましたところが、大臣もよく具体的におわかりにならない、あとでお答えするということになつたけれども、何のお答えもないのですよ。そういうことと関連して内容をもう少しはつきりしてもらわなければ、二兆三千億の目標を立てて三兆円近く募集してしまつたら、こういう予算じゃ足りなくなるじゃないですか。当然これはわかつておるのです。大臣、これはいかがでしょう。時間がございませうから、きょうここで伺ひしたことを事務当局とよく御検討なさつてお答

えするということ、この前の約束ですけれどもお答えがないわけですから、まとめてひとつわかるようにお答え願いたいと思います。それだけお願いして終わっておきます。

○久野国務大臣 御指摘の点につきましては十分検討させていただきますと存じます。

○久保田委員長 次に、島本虎三君。

○島本委員 さすがに通信委員会では、森井忠良委員や田中昭二委員のうんちくを傾けた質問を聴取いたしまして、私も大いに感ずるところがあったわけであります。

きょうは私は郵政関係、電電公社に対しての若干ただしてみたいという質疑と、そのあとで最近惹起されております下請による電電公社の死者を含むところの事故の増大に対する対策、これを質問させてもらいたい、こう思う次第であります。時間内にとどめたいと思いますので、この点委員長にも心から御協力をお願いしておきたいと思ひます。

まず電電公社の関係について、私の疑念をお伺いさせてもらいます。ただいま森井委員、田中委員からも質問がございましたが、公定歩合の引き上げに伴う郵便金利子の引き上げ、いろいろございましたが、実施時期は銀行に合わせるというなかなか前向きな答弁が得られ、これによっても満足ではありませんが、はつとしたわけでは、電電公社のほうでは、昨年公募債が初めて発行されたはずであります。応募者の利回りは六・九％だったと思いますが、最近の公定歩合の引き上げに伴いましての利息が今後はどういうふうになるのか、高くなるのか、また実績はどうなのか、この点についてひとつ質疑を申し上げる次第であります。

○好本説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。昭和四十七年度におきまして初めて政府保証のない公募でんでん債を発行させていただきました。八月、十二月、この三月と三回発行をさせていただきました。それぞれ三銘柄ともただいま

御指摘を受けましたように同じ発行条件でございます。クーポンレート六・八％、発行価額が九十九円四十銭でございますので、応募者利回りは六・九〇一％に当たるわけでございますが、御案内のように昨年の八月と昨年の十二月と本年の三月におきましては、経済環境といえますか金融市場の環境が非常に変わっております。同じ発行条件でございますが、昨年の八月は金融が非常に超緩慢の時代でございました。ことしの三月になりますと相当引き締まっておりますので、結果的には発行総額全額予定どおり売り切れまじったけれども、三月期では実勢と比べると六・九〇一％といひますのは発行者にとりましては非常に有利なような状況でございました。したがっていまして、ただいま国会で御審議いただいておりますところの四十八年度予算案の中でやはりこの公募債の発行を予定しておりますが、その時期につきましてはまだ確定しておりませんが、その発行の条件と発行利回りというふうなものにつきましては、先生御指摘の公定歩合の引き上げその他のいろいろな、政府の国債あるいは政府関係の政府保証債その他事業債等の発行条件等との関連によりまして妥当な条件になってくるものというふうに考えております。

○島本委員 その場合の加入者電電債や政府保証債、ただいま御答弁がございましたが、その利子の妥当な方向というのはどういうふうなことは了承をしたらいいものでしょうか。上げるのと下げるのとそのまま据え置くののどちらかあるのではありません。いずれも政府答弁では妥当だという表現になるのですが、電電公社の妥当というのとはどっちのほうを向いての妥当ですか、この際——これはわからないから聞くのであります。したがって質疑でありますからその点ををはつきりさせてもらいたいのではあります。今後の高金利時代を考えた場合の公募債の発行の方針ということについてもやはり国民は伺いたい点じゃないかろうかと思ひますが、それをあわせてひとつ御教示賜わりたいと思ひます。

○好本説明員 電電債券といたしましては、すでに御承知のように、政府保証債と政府引き受け債、それからただいまの拡充法によりましてところの加入者引き受け電電債券、それからただいま申し上げました政府保証のない公募債、それから非公算債、こういうふうな種類のものをただいま発行を予定しておりますが、その中で拡充法によりましてところの加入者引き受け電電債の発行条件につきましては、特に発行利回りにつきましては、拡充法の第九条に規定してありますように、政府保証債の条件と均衡のとれましてような利率で、もって郵政大臣が御決定になるといふふうに法律に明示してございます。

それからただいまの政府保証のない公募でんでん債でございますが、これはただいま各民間会社市場において起債しておりますところのいわゆる事業債、これはA格、A格、B格、こういうように格においてそれぞれ発行条件が違ひますけれども、私どもが四十七年度に発行いたしました場合は、大企業に非常にいい銘柄の社債より発行条件がわりあい有利な、いわゆるA格の上の格づけを認められておるといふふうに考えております。今後ともそういう金融市場の中で、経済原則に従ひまして、しかもそういう格づけによりまして、われわれは条件をきめていただきたというふうなことを考えております。

○島本委員 政府保証債についてのすべては大臣にかかるとありますが、大臣の御方針などひとつお聞かせ願えたら幸いに存じます。いかがでしょう。

○久野国務大臣 一般加入者の金利等も勘案しつつ、財政当局と協議して決定をいたしたい、さように存じます。

○島本委員 結局はばざつとした答弁になってしまひました。今後に残された課題でございまして、この問題はこれで打ち切らしてもらひます。善処、心からお願ひしておきたいと思ひます。

次に、私も常に考えてございまして、四十八年度の公社予算をちょっといま森井委員のほうから概略見せてもらひました。その予算の中には、ブッシュホンは四十五万個、それからビル電話が八万五千加入、その他ホームテレホン、新しい銘柄の商品を盛んに販売する計画のようであります。実際販売する現場では、本社、通信局等からの割り当ての消化に労働者も非常に苦勞されておるやうに伺っております。したがって、電電公社は卓抜なる一つの方式を持っておられるのでありますから、市場調査や需要調査などいろいろなものを先行させないで、ただ売ればもうかる式のこういう販賣姿勢はまた問題じゃないか。またこういうような姿勢自身も事故につながるのじゃないだろうか、こういうふうに思うわけでありますし、合理的な販賣方針の樹立も当然考えてしかるべきじゃないか、こう思うわけであります。この点はいかがなものでございましょうか。

○遠藤説明員 ただいま御指摘がございましたように、これらの商品の販賣というのは、実際問題としていたしましてこの一、二年ごろから始めましたわけでございます。それで市場調査を先行はさせておるのでございすけれども、市場調査の能力もいま御指摘がございましたように現在の段階では必ずしも十分ではないという点も私も痛感しております。それからまた、これによりまして現場の営業関係あるいは施設関係の職員の方々は、新しい仕事でございすので意欲はたいへん盛り上がりつつあるのでございすけれども、こういう方々に対するいろいろな指導でございすとか訓練でございすとか、そういう点が今後の大きな問題だらうと思ひます。御存じのように、電電公社では、そういうような問題につきまして、新しい商品の販賣あるいは開発の段階から労働組合と十分御協議をいたしまして、そういう問題を含めて、全社あげて将来の方向に向かって進むようにいま努力をいたしておるところでございす。

○島本委員 その問題はこれで一応打ち切らしてもらひます。

第三点目といたしまして、先ほど田中委員からいろいろな質疑がございましたが、広域時分制の

ければならないのじゃないかと思うのです。これを機会に大臣、総裁、今後この絶滅方式に対してどのようにお考えになっているのか、所信を伺わしてもらいたいと思います。

○米澤説明員　お答えいたします。

この前御質問ございましたし、われわれといたしまして、この人身事故というものを絶滅するように極力努力する、これは私たちもかたい決意を持っておるわけであります。

具体的にどういうことをやったかといえますと、まず第一、この問題を全国の各通信局によく内容を話すと同時に、来週早々通信局長会議を開くことにいたしております、その席でもこの安

全の問題を特に重点的に取り上げることについておられます。それからまた、労働組合とも話を進めまして、全国をまとめるような安全に関する調査会あるいは委員会のようなものをつくりたい。これは最終的にどのような形にするか、なおよく組合とも話をいたしたいと思います。それから工業界に対しては、すでにいろいろな安全の問題を話しておりますが、なお予算が参議院を通った時点におきまして、全国の一級業者の社長を全部集めまして、よくこの問題を指示していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、この問題につきましては真剣に努力いたしたいというふうに考えております。

○島本委員 三点にわたつてのいろいろの対策の考え、それはわかりました。しかし、いまこれをやっている最中でもまた事故が起きているかもしれ

れないのであります。こういう事故は、人身に関する限りはこれは地球より重いのでありますから、どのような場合でもこれは再び起こしてはならないのであります。これを機会にして、全業者に、対して安全性に対する総点検、こういうようなことを当然言明してしかるべきじゃないか、やらしてもいいのではないか。それにもとるような業者は指名からはずす、こういうような一つの大きい決断を持っていいのではないか。そしてそういうような者は一時仕事の停止を命ずる、こうい

うような態度は当然じゃないかと思うのでありますが、いま總裁から言われました三点に対しては、ぜひこれはやらなければなりません。しかしながら、これだけやったからといってなくなるとは私は考えられませんので、いまのような一つの方式の採用についてはどのようにお考えでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいまの御意見十分尊重いたしましたして、対策の中に入れて処理したいと思っております。

○島本委員 こういうような事故が起きるということに対しての対策、これは十分講ずるということとは了解いたします。ぜひやってみてほしい。ただ方々にある一般的なやり方として、原因をはっきり確かめないで対策だけをやって、これは絵にかいたもちであります。したがってその対策の中には、原因も十分考えて、そして起こらないような対策でなければなりません。指示し示達し、それによって事故がなくなる、こういうようなものではないのであります。したがって、こういうような事故はなぜ発生するのか、この原因について十分究明なすっておられることと思います。この原因に対してどのようにお考えでしょうか。

○中久保説明員 お答えいたします。

再々、私どもの電気通信設備の建設工事に対しての関連しましての事故に対しては御指摘をいただきまして、また、ただいま先生から御指摘のように、先般国会で御指摘をいただいたことも事故が起きているということに対して、非常に遺憾に存じておる次第でございます。いま先生おっしゃいましたように、私も、その後において事故も起っておりますので、三月の半ばごろに各通信局に対して、現場における安全対策の総点検を指示したところでございます。それからまた安全対策に対して、臨時の建設部長会議を開催いたしました、安全の確保に対して強く指示をいたしましたところでございます。御指摘のように指示、通達あるいは点検のみでは事故は撲滅できないかと存じます。私も事故が発生した

しますと、その原因を分析いたしましたして、速報によりまして工事関係者に周知し、再発を防止するということをお願いしておる次第でございます。

○島本委員 私は、そういうような考えで再び当たっても事故はなくなるのじゃないかという懸念を持します。労働大臣は先般の社会労働委員会で、この問題についてはなれ過ぎが事故を招く、こういうようなまことにとんちんかんな答弁をなすのであります。しかしながら、やはり賢明なる郵政大臣はそういうような答弁をなさらぬと思う。私は、その原因の追究の中で、無理な工事の発注が原因の一つになっておらんか、無理な

工事の発注自身のもたまたまとは何なんだ。昭和四十三年度から四十七年度までにいろいろ公社の仕事の増を見ます場合に、昭和四十三年の千四百億から四十七年度には三千億をこえる二倍以上の仕事増になっております。しかし人員の増はプラス二万五千人でありまして、六万に対して八万五千にしかたっていない。仕事の量は倍以上に上がる、それを行なう人のほうはまさにほんの若干しか上げない、こういう結果が結局は無理な発注という事態になってあらわれて、そして、無理が無理を生んで人身事故が勃発するものである。これは決してなれ過ぎではない。そして、その形態は下請構造が無秩序に拡大していく、こういうようなところにもある。公社が発注する、そして認定業者、これは七十を数えている。そのもとに協力業者がいる、これは幾らあるかわからない。その下にまた下請がある、それから孫請へ行く、そしてそれから一般の業者へ行く。その中には、方々から来るような出かせぎ労働者が何の準備もなしにその中で働かされているような状態でありま

す。こういうような機構そのものの中にも一つの事故発生の要因があるのじゃないか、こう思うのであります。公社はこれに対して、これが原因でないというふうにお考えでしょうか。これは事務的な問題じゃないかと思うのでありますから、これは大臣との対話にいたしましょうか。

○久野国務大臣 御指摘のとおり、事故がその後

多発しておりますことにつきましてはまことに遺憾に存する次第でございます。

私も、先生御存じのとおり建設業に従事しておったことが過去にございます。ただいまはそのような事業には関係をしておりませんが、私の経験から申しますと、工事の発注が年度末に集中的に行なわれる。そうして、その完成の期日というものが指定をされておるわけでござい

ます。それでその完成期日を達成するために、やはり何とかいたしまして非常な無理が生じてく

ると思うのであります。その工事の発注が年度末

に集中的に行なわれるということについても、一

つの考えるべき事柄ではなからうか、私はさよう

に思います。

それから事故につきましては、偶発的に起きる

事故もございまして、人為的に、お互いに努力さ

えすればこれを防ぎ得るものもあるのでござい

ます。でありますから、やはり事故防止対策につ

きましては、もっと工事責任担当者がみずからの責

任において事故が起きないように努力をすることが

必要ではないか、私はかように思うような次第

でございまして、今後、このような事故防止につ

きましては十分注意をするように公社に対して指

導をいたしていきたい、私はかように存するよう

な次第でございます。

○島本委員 現在の無秩序な下請拡大の構造がそ

の要因になっておらんかどうか。そして、工事

量が増大して結局消化し切れないような発注、そ

ういうようなものが問題ではないか、こうも思

います。この点について總裁、いかがでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいまの御意見、十分考えまして、近く全電通の三役とも話す機会がございますから、その場合にこの問題も取り上げて処理したいと思

います。

○島本委員 わかりました。やはりもう安全委員会であるとか、あるいはまた法によって設置されなければならない安全衛生委員会であるとか管理委員会であるとか、こういうようなものもろの委員会ができないのはおかしいのであって、できて

あまり極端な下請がだんだん下へ下がっていきう

な仕組みをむしろ改善したいというふう

に思っております。まあ委員会をい

ずれ発足させますが、それと同時に公社の総務理事

を一人特命いたしまして、この問題の処理に当たら

せたいと思っております。

○島本委員 やはり人身事故は重大であります。

労働組合のほうでもこの問題に

対しては異常なる関心を払って

おりまして、全国的な要請に基づ

いて中央でも全力を傾けて事故の

絶滅を期そうとしております。この労働者の災害防止について

の意見、労働の安全衛生に対する

意見、こういうようなものは、万全を期するためにはやはり団体交渉、統一交渉のテーブルについて話し合うべき

じゃないか。そのために話し合

いたいと思うのであります。話を

話し合わないという理由はない

かと思っております。これは進ん

でも公社側から、この問題に

ついての統一交渉のテーブルに

ついてもらいたいと要請すべき

じゃないかと思っております。

組合のほうからそういうような

要請を受けても、業者の中には

これを拒否している業者も、一

般業者の中にはこれと聞いている

のです。言語道断であります。

こういうようなものをそのまま

放置することはできない。認め

られませんか。やはり、總裁

を中心として、労働者の意見を

率直に聞いて、事故防止のため

の万全を期するために、団交の

統一交渉のテーブルにつくべき

だ、つかせるべきだ、こういう

ふう

おつても発生する事故でありますから、そういうような委員会であるとか単なる話し合いの場であるとかいうものではだめであつて、団体交渉の統一のテーブルの中で、人身に関する事故の防除についての話し合いは十分するべきであります。

私は次に進みたいと思いますが、そういうふうな答弁があつたものと解釈してよろしうございますか、大臣。

○久野国務大臣 ただいまの御意見のとおりでございます。やはり人間尊重というたてまえからいふと、事故防止ということには非常に大切なことであると思つております。でありますから、法律も必要であります、そのための制度も必要であります、しかし法律や制度があるからそれで事故を防止することが可能であるという机上で考えた事柄だけでこの問題は解決するものではない。人と人との話し合いの場を持つというたていまの御提言につきましては全く私は同感でございます。まして、そのように指導いたしていききたい、かように考えます。

○島本委員 建設省から菊池道路局長が出席されておられるのでありますから、この際建設省の態度についてもお伺いしておきたいと思つてます。

国が指導して道路を掘り返したり、各省別々の工事によつて国民に迷惑を与えていけないということで、共同溝の開発が行なわれて、電気もガスも通信関係も共同溝の中に入れられておるのが現在の状態でもあります。また共同溝そのものの、マンホールそのものの中にも、いま事故発生の重大な要因があるわけがあります。まさにマンホール自身が事故発生の地雷原のようなものである、こうさえいわれるのであります。したがつて私どもとしては、マンホールが地雷原のようなものだとするならば、施設管理者としての管理責任をはっきりさせておかなければならないと思つております。点検管理責任はマンホールの場合には建設省にあるのじゃないかと思つておりますけれども、これはいまだどういふふうになつてゐるのですか、その点お伺いいたします。

○菊池政府委員 ただいまお話しのとおり、道路にはたくさん埋設物がございます。その補修あるいは布設等のために掘り返しが非常に多いものでありますので、そういう可能性の非常に多いところには共同溝をつくりまして一体的にそれをつくつてしまふ、そしてあと掘り返しはしないというために、実は昭和三十八年度から共同溝の整備等に関する特別措置法ができて、ただいまそういう必要な道路では行なつてゐるわけでございます。

ただいま先生のお話によりまして、マンホールが非常に危険であるというお話でございますけれども、実は共同溝に入つておられますものがたくさんございます。数種ございます。したがつていまして、その管理につきましては十分なる管理、安全なる管理ができなければならぬということ、法律にも定められておられますとおり、建設省令で管理規程を定めろということになつております。その管理規程を定めるときには、中に収容されておりますそれぞれの物件の方々の御意見を聞いて管理規程を定めろということになつております。

共同溝全体の管理者は、これは道路の付属物でございますので、道路管理者であります。それから中にそれぞれおさめておられますものにつきましては、またそれぞれの方の管理の責任ということになつております。したがつていまして、全体の管理につきましては道路管理者でありますので、管理規程に従ひまして私どものほうも週に何回かパトロールするというようなこともやつておりますし、またそれぞれ占用されておられる方々におきまして、それぞれにそういう管理をやつていただいておりますというが実情でございます。

島本委員 そういふような事故の発生している状態を見ますと、たとえば江東地区におきましては、ゼロメートル以下の地点の共同溝におきまして、このマンホールには水が一ぱいたまつておつて、工事をする前にまず水を排除しなければならぬ。大森地区のほうに参りますと、ヘドロが一

ぱいたまつておつて工事をする前にまずヘドロの排出をしなければならぬ。中には当然有害な物質があるわけでありまして、そのための措置も完全に必要だということになるわけであります。埋設物、そういうふうなものを管理する責任はそれにあるとするならば、マンホール、この責任は建設省にある。まず、こういうようなものを点検しておりますかどうか、定期的な点検を建設省で行なっておりますかどうか。また電電公社においては、やはり工事のために入るのでありますから、入る場合これは直接被害を受けるのは下請工事者であります。こういうようなところからして、当然定期的な点検が電電公社においてもされような点はそれだと思つておりますが、こういう

先ほど先生から御指摘がございましたマンホールの中の水あるいはヘドロ、そういったものに対しての請負業者の作業等につきましては、予定価額の中に積算いたしておるところでございます。したがつていまして、安全な工法によつてそれを排除するというふうな指導させておるところでございます。

○島本委員 これは公社から認定業者へ発注され、それから協力会社へ落とされ、それから孫請におろされ、それから個人、一般引き受けのほうに行く。この末端まで全部この安全対策費が、はつきり対策費として指定されておつておりますか。

○中久保説明員 お答え申し上げます。御指摘のように、私も現段階では、孫請さらにはその下の曾孫というところの段階までは、十分請負契約の内容については把握いたしておらないのが現状でございます。先ほど総裁がお答え申し上げましたように、今後そういう下請管理については十分意を尽くしていきたいというふうなことを考えておるところでございます。

私どものほうでは、やはり建設工事の品質の向上のために下請管理については意を尽くしております。一応先ほどお話がございました登録制、あるいは元請業者が下請を継続的あるいは専属的に使用して優良な業者を確保するとか、あるいはまた下請禁止工程をつくりまして安易に下請を拡大しないようにという指導をいたしておるところでございます。今後とも下請につきましては、いま御指摘もございましたので、十分管理を強化していきたいというふうなことを次第でございます。

○島本委員 建設省の菊池道路局長のほうからも、十分検知してこれは入るべきであり、そういうふうな指導しておるという話であります。したがつて、ガス等の検知器、こういうようなものに対しては十分これが配備されなければならぬわけでありまして、酸欠事故もありません。また中に有毒ガスが発生して、それに引火してまさにマンホールが爆発するような、人間が空中に舞ひ上が

るといふような事故ももちろんあるわけでありまして。したがって、作業現場への検知器の配備、こういうふうなものも重要だと思ふのであります。しかし実際は、相当急いでおるといふながらも、検知器の値段が高いので、いま言うように孫請から曾孫請、一般業者のほうまで十分これを持つことができないかどうか、これもまた問題なのであります。そういう点からして、検知器の値段も高い、そして下請業者で購入することにも相当困難性がある、そして孫請なんかではほとんど持つておらない。やるべきであるといふながらも持つておらないのが現状でありますから、したがって、検知器の操作等については知らないままに入る例も多いわけでありまして。こういうような点が事故の多い原因になっておるのであります。したがって、検知器について公社が認定業者にこれをはっきり義務づけるべきではなからうか。そして、安全対策費、こういうふうなものもやる以上、当然このガスの検知器というふうなものについて、その設置、配備というふうなものも点検し、ないものに対しては厳重に処分をする、こういうふうなところまで考えてしかるべきじゃないかと思うのであります。公社が認定業者に検知器を義務づけ、そして安全対策費の中に入れてこれを配備させておるかどうか、させていなければやるべきだと思ひますが、御見解を伺ひます。

○米澤説明員 お答えいたします。確かにそういうことをやらせておると思ひます。確かにそういうことをやらせておると思ひます。ただ、実際の下請が持つていない場合は、公社がこれを貸与するとかいろいろの方法もあるわけでありまして、これにつきましてさらに点検を深めて、そのように処理いたしたいと思ひます。

○島本委員 次に、マンホール場所そのものも問題であります。このように道路が拡張されております。かつては歩道の上にあつたようなものでも、両面から道路を拡張することによってほぼ道路の中央近くにマンホールがある。こういうような例さえ間々あります。したがって、そこで作業

する場合には、人身の危険は初めからあるのでありまして、これに対しては十分配慮しなければならぬ問題じゃないかと思ひます。したがって、交通事故による災害が最も多いことの一端はここに原因もありません。こういうようなことからして、マンホールが道路の中にあるということに對して、これはやはり中にあるのはおかしいです。これは初めにあつたように、歩道のほうに持つていくべきではなからうかと思ひます。この点等に對しては、建設省、あなたのほうの御意見をはつきり国民の前にお知らせ願ひたいと思ひるのであります。

○菊池政府委員 共同溝が歩道の下にあること、これは一番いいことだと思ひます。ただ市街地におきましては、実は歩道の下には水道、ガスその他のいわゆる供給管がたくさん入つておられます。共同溝に入りましますのは、主として基幹的な、その地元のサービスと違ふものが入つておられます。したがひまして、そういう供給管がたくさん入つておるところにはなかなか共同溝をつくる余地がございませんで、やむを得ず車道のほうへ出しておられますが、車道に出す場合でも、その場所、それから道路の形、それから交通の状態、あるいは埋設物、あるいは地下鉄と一緒にやるというふうなことによりまして位置が一定しておりません。一番安全なほうというところなるべく歩道寄りというところではありますけれども、まん中にくつておる例もたくさんございまして、そのまん中にくつておるときにも、これはもうやむを得ずというところとございまして。ただ、共同溝として一つ歩道につくつた例がございまして、これは、銀座のところを通つておられます共同溝でございまして、この場合は、いわゆる基幹供給管ではなくて、サービス管がたくさん入つておられますので、それを全部まとめて共同溝にしているという供給管の共同溝でございまして、これは非常にまれな例でございまして、通常の掘り返しをやりましますものはどうしても車道に置かざるを得ない。これは共同溝に限りませず、一般道路にそれぞれ通つ

ております場合でも、歩道になかなかそういう余地がなくて、車道のほうに出ておるといふことがやむを得ず行なわれておるわけでありまして。○島本委員 それですべてではないと思ひます。したがって、点検をし、できるものは歩道のほうへ移したらいいのじゃないか。それから、これからの場合は、必ずそういうようなことを配慮した方がいいのじゃないか、こういうようなことも重大なことなんです。必ず歩道の中に置くべきである。やむを得ないから置いておる、こういうような考え方が安易なんでありまして。いかに百枚の通牒を出しても、いかにりっぱな工事をして、人身事故を起こすような計画はまさに最悪な計画だといふことになるのであります。経済は成長しても、いまのように公害が発生する、このやり方自身はいま世界から批判され、指弾されておるのであります。一つの問題としては、水俣のあひうのような補償の問題になり、事件となつて、判決さえも言い渡されておる現状でありますから、つくればいいのだ、何でもかんでもやればいいのだというその考え方は危険であります。もうすでにその考え方が自身を変えられなければならない重大な岐路に来ておると思ひます。今後、人身、人命の安全といふことをまず率先して取り上げて、そのためにマンホールがどうしても歩道上に必要だとするならば、これはできることからやることは可能ではありませうか。その努力さえしないといふことは私は遺憾だと思ひます。そういうようなことはすべきだと思ひますが、郵政大臣の御高見を承つておきたいと思ひます。

○久野国務大臣 人身保護というたてまえから十分検討に値する事柄であらうと存じますので、さうな指導をいたしたい、かように存じます。

○菊池政府委員 先ほどの答弁で、私一つ落としておることがございまして。共同溝をやむを得ず車道のほうへつくとおる場合でも、マンホールは歩道のところへつくとおる、それから地下へおつて、そして共同溝のほうへ行くといふことを一緒にやつておられます。

○島本委員 私の質問のほうもそこまで行き届かなかったのでありまして、その点はおわびし訂正いたしますけれども、やはりそういうふうにしてマンホールは歩道のほうへ置いて、そこから入つていくような装置はできるわけでありまして、これは考へて必ずすべきです。また大臣もそのようにして指導すると言ひますから、今後十分それに配慮して工事の設計などをし、こういうような人身事故がないように万全を期してもらいたい、こう思ひわけでありまして。

次に、私は事故が発生した業者、この業者にも指名停止処分というのがあるわけでありまして。それは反省を求めるといふ一つのやり方でありましても、この指名停止で反省を求めても、現在のようないふ状態で業務量が多過ぎる場合には、一つの地域への工事のいわば指名停止をしても、他の地域へ行つてまた指名停止業者が堂々と仕事をするのであります。こういうようなことが、最近の相次いで惹起する事故の原因であります。この指名停止処分自身にも、もう少し実効があるような方法を指導すべきだと思ひます。この点いかがでしょうか。

○中久保説明員 お答え申し上げます。指名停止につきましては、先生いまお話しのとおりでございまして、最近の事故の多発を契機といたしまして、そういった多発の専門認定業者に對しましては、いまお話しのようにその業者に對して専門工事の指名を停止いたしました。今後におきましても、お話のように、安全を確保するためにはそういった措置の強化をはかつてまいりたいといふふうな考え次第でございまして。

○島本委員 結論を急ぎます。委員長には申しわけありませんが、労働省基準局長来ておりますか。来ておらないですか。――ミスで呼んでおらないそうであります。呼んでおらない人に質問してもこれはしょうがないのであります。それにいたしましても、労働省ではこれに對して、労働安全衛生の点は基準法から離して

単独の問題として、最近の勃発している事故に対処しているわけであります。対処せざるがらも、これからの抜け穴が意外に多いのであります。その抜け穴の一つ一つが下請業者の孫請業者の一般業者あたりになるのであります。この点等は法の整備はもちろ必要であります。この点についてひとつ最後に締めくくりたかったのであります。が、私のミスでしようか、とにかく来ておられないやうでありますから、委員長の方からでも——委員長より大臣の方からでも、今後やはり人身の問題についての安全を確保するために、もう少し内容の整ったような労働省自身の法の適用を考え

るべきである。抜け道が多い。このことについて十分労働大臣とひとつ協議を願いたい。その一つ一つの例は、電電公社並びに——いま工事の発注量が意外に多いことからして無理な発注が多い、そうして器具の点検が十分でないままにこれを実施しているというような事態があるわけであります。したがって、この点等に対しては指導基準、こういうようなものに合うように改定させてやらないとだめなのであります。まだそれが十分合っていないのは遺憾であります。したがって、電電公社の工事関係、建設業としておそらくはもうはつきり規定されなければならない点があるのであります。元請が事業を行なうようにして、全然関係のない出かせぎを主体にするようなことでなく、こういうような人たちが工事を行なう。元請から認定会社から協力会社から、それから孫請から曾孫請から一般に至るまでです。一体これに對してはどういうふうな指導が十分行き渡っているのか、これは問題なのであります。ただ仕事をおろしてやっている、ピンはねだけしている、こういうような態度は許されないのであります。したがって元請をしている会社は大きいから十分当てはまる。二、三人で作業するような法の盲点を突くような仕事を実際には行なわれる。その責任は全部元請であり、それは発注者であります。そういうふうな状態を十分法の中にこれを生かして、今後再びこういうような事故を起こさないよう

にすべきであります。この点を大臣に要望し、大臣の御高見を賜りたいと思うのであります。

○久野国務大臣 御指摘の点については労働大臣と十分協議をいたして検討いたしてみたいと考えております。

○島本委員 ではこれで質問は終わりますが、最後に、再びこういうふうな事故を起こさないように万全の配慮を心から要請いたしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○久保田委員長 次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「傷害特約」の下に「又は疾病傷害特約（以下「特約」という。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十五条の二の定期保険の保険契約には、疾病傷害特約を附することができない。

第五条の二に次の一項を加える。

2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者がかかった疾病及び不慮の事故等に因り受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとす。

第六条第一項第四号中「傷害特約」を「特約」に改め、同項第十一号中「傷害特約に係る傷害」を「特約に係る疾病又は傷害」に改める。

第七条第一項中「終身保険」の下に「第十五条の二の定期保険」を加える。

第七条の二第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第七条の三を削る。

第八条第一項中「終身保険」の下に「第十五条の二の定期保険」を加え、同条第二項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第九条中「終身保険」の下に「第十五条の二の定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十条の二第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

これに特約を附する場合も、同様とする。

第十一条の見出し中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、同条中「終身保険」の下に「第十五条の二の定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十二条の二第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第十三条の三の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「傷害特約」を「特約」に改め、同項第一号中「第十六条の三」の下に「又は第十六条の四」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第十四条中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

（定期保険）第十五条の二 定期保険とは、保険期間の満了前に被保険者が死亡したことに因り保険金の支払をするものをいう。

第十六条の三「保険期間中」を「その保険期間中」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（疾病傷害特約）第十六条の四 疾病傷害特約においては、被保険者がその保険期間中に疾病にかかったとき、又は不慮の事故等に因り傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院、当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害その他当該疾病又は傷害に因つて生じた結果に對し、保険金を支払う。

第十七条第一項中「及び傷害特約」を「に係るものと傷害特約及び疾病傷害特約に係るもの」に改め、同条第二項中「傷害特約」を「特約」に改め、「十万元以上」の下に「（定期保険の保険契約にあつては、五十万元以上）」を加える。

第十七条の二「傷害特約」を「特約」に改める。

第十七条の三「保険契約」の下に「（特約に係る部分を除く。）」を加え、「被保険者に係る保険金額（傷害特約に係るものを除く。）の百分の四十」を「被保険者が死亡したことに因り支払う場合の保険金額の百分の六十」に、「被保険者に係る保険金額（傷害特約に係るものを除く。）の百分の二十」を「被保険者が死亡したことに因り支払う場合の保険金額の百分の三十」に改める。

第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三條第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十五條第二項第六号中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、同項第八号中「養老保険」を「定期保険又は養老保険」に改め、同項第十号中「傷害特約」を「特約」に改め、「保険金額」の下に「（家族保険の保険契約に附された特約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額）」を加える。

第二十七條第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、「除く。」の下に「以下この項及び次項において同じ。」を加え、同条第三項中「傷害特約」を「特約」に、「当該傷害」を「当該疾病又は傷害」に改める。

第二十八條第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十八條の二（見出しを含む。）中「傷害特約」を「特約」に改める。

第二十九條中「保険契約者」を「終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、保険契約者」に改める。

第二十九條の二「保険契約」の下に「（特約に係る部分を除く。）」を加える。

第二十九条の三中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十一条第一項中「被保険者（傷害特約が附されている保険契約にあつては主契約に係る被保険者とし、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に限る。）を「終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）において、被保険者（家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。）に改め、「養老保険」の下に「又は家族保険」を加える。

受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

三 保険契約者が故意に被保険者に傷害を与えたとき。

第三十六条第一項並びに第三十七条第一項及び第二項中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

第三十七条の三中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第一号中「保険金」の下に「（特約に係るものを除く。）」を加える。

第三十七条の五中「第二十七条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十七条の六中「二年」を「一年六箇月」に改める。

第三十七条の七の見出し及び同条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（改定の場合の疾病傷害特約に係る保険金の削減）

第三十七条の八 第三十七条の三又は前条の保険契約の改定により疾病傷害特約に係る被保険者となつた者（家族保険の保険契約にあつては、保険契約の改定の効力発生前に出生し、当該改定の効力発生後に出生後一箇月を経過したことから被保険者となつた子を含む。）が当該改定の効力発生後一年を経過する前に疾病（法定伝染病を除く。）にかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

第三十三条第一項及び第三項中「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十四条第一項中「終身保険」の下に「定期保険」を加え、「傷害特約」を「特約」に改める。

第三十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項を次のように改める。

二 特約においては、次に掲げる場合には、国は、当該疾病又は傷害について保険金を支払う責めに任じない。

一 被保険者が故意に疾病にかつたとき。

二 保険金受取人が故意に被保険者に傷害を与えたとき。ただし、その者が保険金の一部を

第四十四条第一項中「一年」を「六箇月」に改め、同条に次の一項を加える。

三 疾病傷害特約に係る被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に疾病（法定伝染病を除く。）にかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

第四十五条第一項中「傷害特約」を「特約」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した家族保険の簡易生命保険契約については、なお従前の例による。

理 由

最近における社会経済事情の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をする定期保険制度及び疾病に因る入院等について保障する疾病傷害特約制度を創設するとともに、家族保険の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○久保田委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣久野忠治君。

○久野国務大臣 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険に定期保険及び疾病傷害特約の制度を創設するとともに、家族保険の制度の改善をはかるうとするものであります。まず、定期保険の制度について申し上げます。近年、低廉な保険料で高額の保障が得られる定期保険の需要は、ますます増大する傾向にあります。

したが、個人を対象とする定期保険の普及はいまだ十分ではありません。そこで、今回、被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払いをする定期保険の制度を創設しようとするものであります。

次に、疾病傷害特約の制度について申し上げます。

従来、簡易生命保険では、被保険者の不慮の事故等による傷害について保障する傷害特約の制度を設けておりますが、これに疾病による入院に対する給付を加え、被保険者がかつた疾病及び受けた傷害について総合的に保険しようとするのが、この疾病傷害特約の制度であります。

この疾病傷害特約は、従来の簡易生命保険契約に特約として付加するもので、被保険者が疾病にかかり、もしくは不慮の事故等により傷害を受けてその治療のため入院したとき、または、不慮の事故等により身体に傷害を受けて死亡し、もしくは一定の身体障害となつたときに、一定の保険金を支払うものであります。

最後に、家族保険の制度の改善について申し上げます。

家族保険の制度の改善は、最近における保険需要の動向にかんがみ、被保険者たる配偶者及び子にかかる保険金額を引き上げる等、家族保険の被保険者に対する保障内容の充実をはかるうとするものであります。

なお、この法律案の実施期日は、昭和四十九年一月一日からというようにしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○久保田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

昭和四十八年四月十四日印刷

昭和四十八年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局